

2026年度来日 経済連携協定(EPA)に基づく受入れ説明会【第1部】

EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者
受入れの枠組み、手続き等について

2025年3月7日

公益社団法人 国際厚生事業団
(JICWELS)

内容

1. EPA候補者受入れの枠組み	3
2. EPA候補者受入れ要件について	11
3. EPA候補者あっせんの流れ等について	21
4. マッチングの実績等について	29
5. EPA候補者受入れに係る費用について	38
6. EPA候補者等への学習支援等について	41
7. EPA候補者受入れの主なスケジュール(予定)	44
8. 求人登録申請について	46
【参考資料】	54

1. EPA候補者受入れの枠組み
2. EPA候補者受入れ要件について
3. EPA候補者あっせんの流れ等について
4. マッチングの実績等について
5. EPA候補者受入れに係る費用について
6. EPA候補者等への学習支援等について
7. EPA候補者受入れの主なスケジュール(予定)
8. 求人登録申請について

- 日本とインドネシア・フィリピン・ベトナムの経済活動の連携を強化する
- 経済連携協定(EPA)に基づき、日本の看護師・介護福祉士の国家資格を取得し、引き続き、日本の病院・介護施設で就労するプログラム
- これまで、インドネシア人4,259名、フィリピン人3,800名、ベトナム人1,944名の合計10,003名の候補者が来日

※内訳 (看護)インドネシア人768名、フィリピン人695名、ベトナム人275名、合計1,738名
(介護)インドネシア人3,491名、フィリピン人3,105名、ベトナム人1,669名、合計8,265名

EPA候補者受入れの枠組み(特徴)

1. 一定の要件を満たした候補者を受入れ

- 母国の看護教育修了者等
- 日本語能力の要件
 - ベトナム N3以上
 - インドネシア・フィリピン 入国時はN4程度以上(※)。就労時はN3程度以上 (※)フィリピンは調整中

2. 受入れ施設は、研修体制の整備、適切な研修を実施

3. 国や国際厚生事業団等による支援を実施

- 就労前に約1年間の訪日前・訪日後日本語研修を実施
- 入国手続き(査証申請等)の支援(受入れ施設による査証申請手続きは不要)
- 研修補助金、日本語学習・国家試験対策の学習支援、無料相談窓口、等

4. 候補者は就労・研修に従事(看護補助業務又は介護業務)

- 看護師候補者は看護補助業務、介護福祉士候補者は介護業務に従事

5. 送出しは送出国の政府機関が、受入れはJICWELSが一元的に実施

- 送り出し調整機関: 比:DMW(旧POEA)、尼:P2MI(旧BP2MI)、越:DOLAB
- 受入れ調整機関:国際厚生事業団(※)

(※)EPA候補者受入れではJICWELS以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者によるあっせんを受けることはできません。

EPA候補者受入れの枠組み(受入れのメリット)

- EPA候補者受入れは、受入れ施設の職場環境等に良い影響がある。
- たとえば、**組織全体の活性化**や**日本人職員等のダイバーシティの向上**などの効果を期待できる。

組織の活性化

部署間のコミュニケーションが活発になり、職場の雰囲気が明るくなるなど組織全体が活性化する

職員のダイバーシティの向上

日本人職員等の異文化理解やチームビルディングが促進する

職員の指導力の向上

OJT等で職員が候補者に分かりやすく説明できるようになり、指導力があがる

外国人材受入れノウハウの蓄積

外国人材のマネジメント、教育、支援などのノウハウを蓄積できる

EPA候補者受入れの枠組み(EPA看護師候補者の特徴等)

1. 学歴等の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア 母国の看護師資格＋実務経験2年 ・フィリピン 母国の看護師資格＋実務経験3年 ・ベトナム 3年制又は4年制の看護課程修了＋母国の看護師資格＋実務経験2年
2. 日本語能力の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム N3以上 ・インドネシア・フィリピン 入国時N4程度以上^(※1)→就労時 N3程度以上
3. 在留資格・活動内容	<p>特定活動</p> <p>病院での就労(看護補助業務)・研修→(合格後)看護師として就労(在宅看護を除く)</p>
4. 在留期間等 ^(※2)	原則3年間(一定の条件を満たせば4年)
5. 受入れ施設の変更	原則不可
6. 家族の帯同 ^(※2)	不可

※1:フィリピンは調整中。

※2:EPA看護師(看護師資格取得者)の場合、在留期間等は更新回数の制限なし、家族(配偶者・子)の帯同は可能となります。

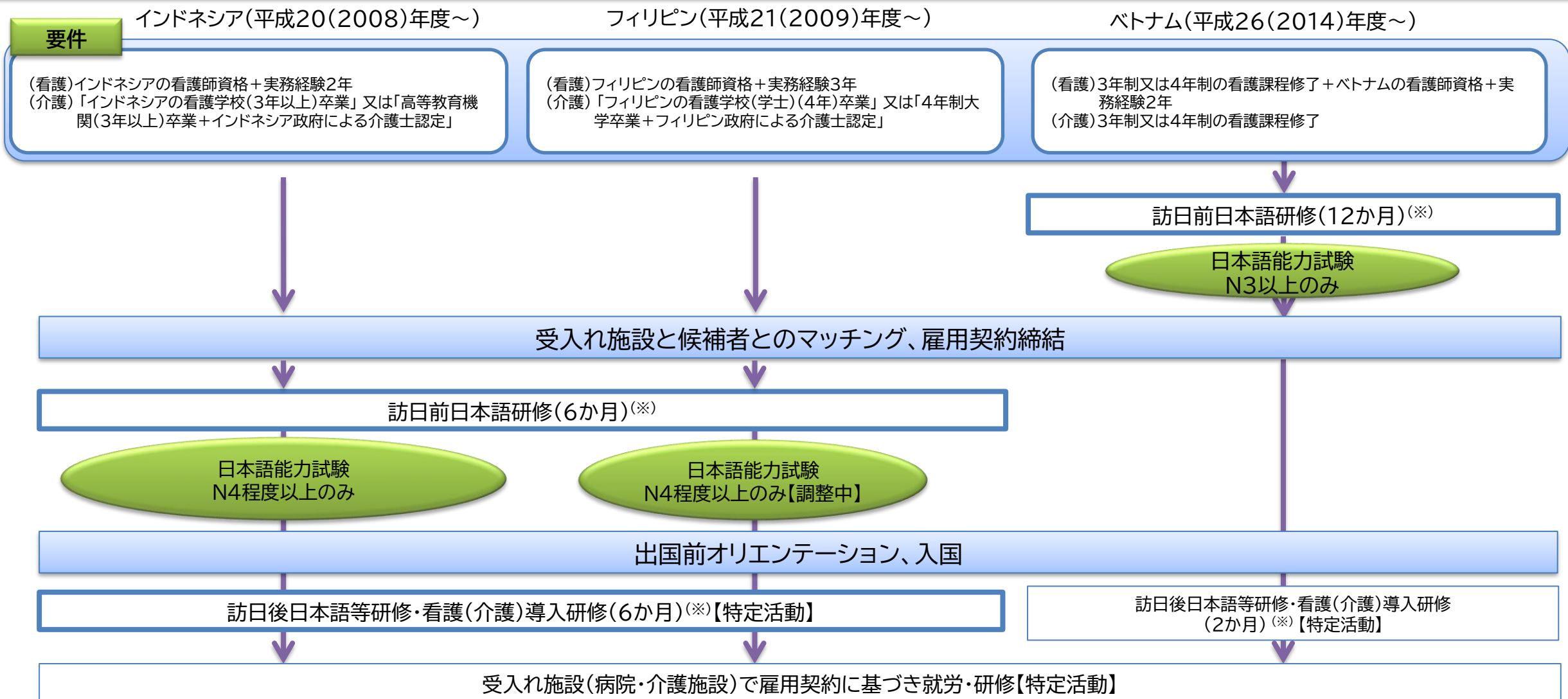
EPA候補者受入れの枠組み(EPA介護福祉士候補者の特徴等)

1. 学歴等の要件	<ul style="list-style-type: none">・インドネシア 「インドネシアの看護学校(3年以上)卒業」又は「高等教育機関(3年以上)卒業+インドネシア政府による介護士認定」・フィリピン 「フィリピンの看護学校(学士)(4年)卒業」又は「4年制大学卒業+フィリピン政府による介護士認定」・ベトナム 3年制又は4年制の看護課程修了
2. 日本語能力の要件	<ul style="list-style-type: none">・ベトナム N3以上・インドネシア・フィリピン 入国時N4程度以上^(※1)→就労時 N3程度以上
3. 在留資格・活動内容	特定活動 介護施設での就労(介護業務)・研修→(合格後)介護福祉士として就労
4. 在留期間等 ^(※2)	原則4年間(一定の条件を満たせば5年)
5. 受入れ施設の変更	原則不可
6. 家族の帯同 ^(※2)	不可

※1:フィリピンは調整中。

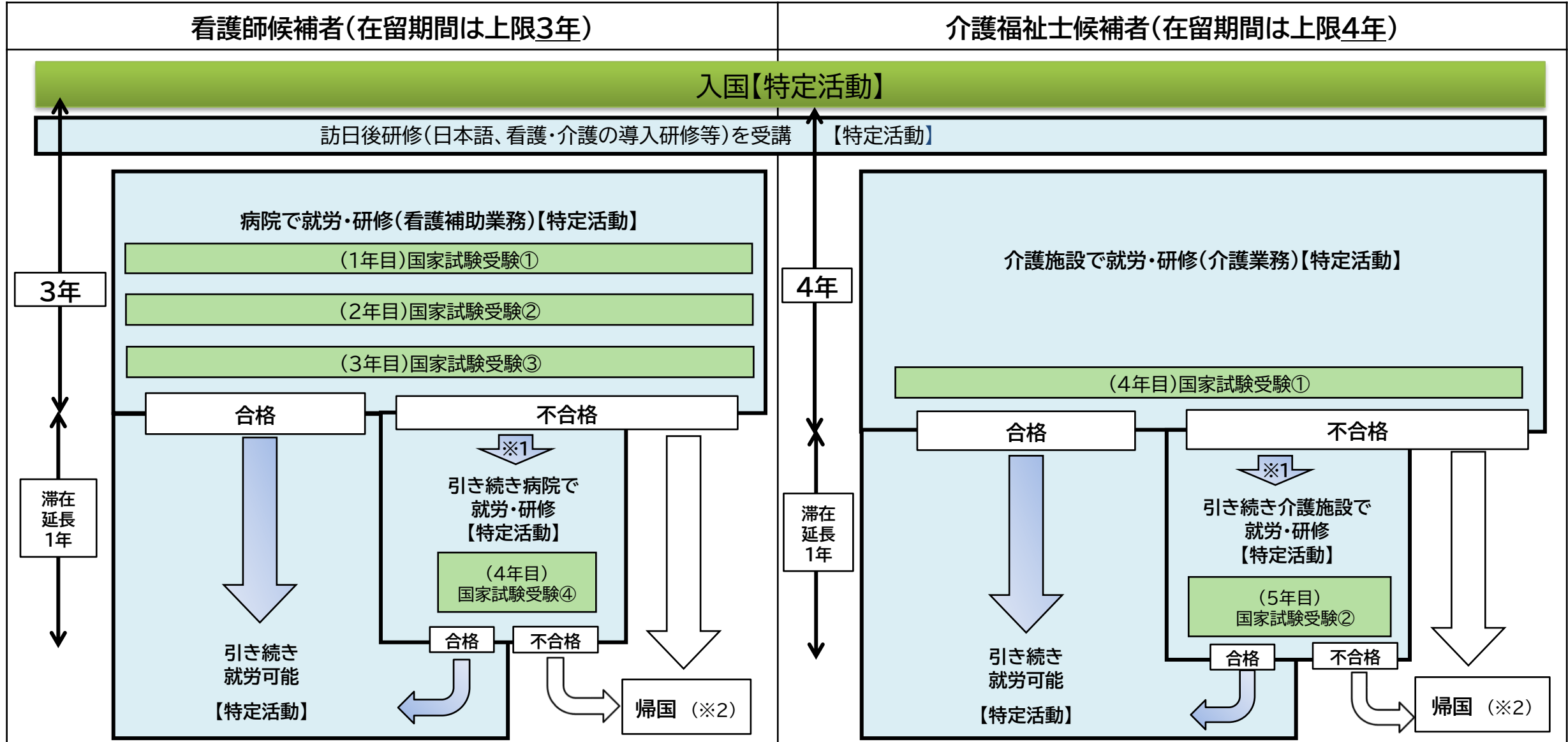
※2:EPA介護福祉士(介護福祉士資格取得者)の場合、在留期間等は更新回数の制限なし、家族(配偶者・子)の帯同は可能となります。

EPA候補者受入れの枠組み(受入れの流れ:就労開始まで)



※ 【 】内は在留資格を示す。
 ※ 日本語能力試験N2以上の候補者は太枠の日本語研修を免除。
 ※ フィリピン及びインドネシアにおいては日本語能力試験N4又はN3を取得した候補者は、訪日前日本語研修が免除。
 ※ 介護については、フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある(フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし)。
 ※ 日本語能力試験N3を既に取得しているベトナム人候補者は、12か月間ではなく、約3か月間に短縮された訪日前研修を受講することが可能(2025年度受入れより)。

EPA候補者受入れの枠組み(受入れの流れ:就労開始後)



(※1)一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。

(※2)帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。

(注)【 】内は在留資格を示す。出典:厚生労働省(一部修正)

1. EPA候補者受入れの枠組み
- 2. EPA候補者受入れ要件について**
3. EPA候補者あっせんの流れ等について
4. マッチングの実績等について
5. EPA候補者受入れに係る費用について
6. EPA候補者等への学習支援等について
7. EPA候補者受入れの主なスケジュール(予定)
8. 求人登録申請について

EPA候補者受入れ要件について(概要)

- 受入れ機関の責務には、「労働関係法令等の遵守を通じた適正な労働条件の確保」、「国家資格の取得を目標とした適切な受入れ体制の確保、研修の実施」等がある。
- 受入れ機関は厚生労働省告示※₁及び法務省告示※₂に基づく一定の要件を満たす必要がある。

求められる要件

1. 受入れ施設の要件
 - ・施設の種別等
 - ・定期報告・随時報告への対応
 - ・巡回訪問への協力
2. 研修の要件(研修責任者等の配置、研修計画の作成等)
3. 労働契約の要件(同等報酬の確保)
4. 宿泊施設確保・帰国担保措置の要件

注: EPA候補者の受入れ要件は、EPA候補者を受け入れている間、常に満たしている必要があります。受入れ機関が要件を満たしていないことが判明した場合、3年間の受入れ停止の対象となることがあります。

受入れ施設の要件(施設の種別等)

- ◆ 看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院であって、以下の要件を満たすこと。
 - ① 原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者が配置されていること。
 - ② 看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上、療養病床においては、入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - ③ 看護職員の半数以上が看護師であること。
 - ④ 看護の組織部門が明確に定められていること。
 - ⑤ 看護基準が使用しやすいように配慮し作成され、常時活用されていること及び看護手順が作成され、評価され、かつ見直されていること。
 - ⑥ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。
- ※ その他、P17、18、20に掲げる要件を満たす必要があります。

受入れ施設の要件(施設の種別等)

◆ 次頁に掲げる施設の種別等(1)(2)の要件を満たす介護施設であって、以下の要件を満たしていること。

- ① 介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること。
- ② 介護職員の員数が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。(※1、2)

(※1)算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなして差し支えありません。

(イ)受入れ施設において就労を開始した日から6か月を経過した介護福祉士候補者

(ロ)受入れ施設において就労を開始した日から6か月を経過していない介護福祉士候補者であって、事業者が、当該介護福祉士候補者の日本語の能力及び研修の実施状況並びに受入れ施設の管理者、研修責任者等の意見等を勘案し、当該介護福祉士候補者を人員配置基準において職員等とみなすこととした者(※注)

(ハ)日本語能力試験でN1又はN2(2010年3月31日までに実施された日本語能力試験の場合は1級又は2級)に合格した介護福祉士候補者

ただし、(ロ)に該当する者を配置基準において職員等とみなす場合は、次のア及びイを満たすこと。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること

イ 安全対策担当者の配置、安全対策に関する指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること

(※2)人員配置基準上、従業員の員数として算定される従業員かつ直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格に関わらず認知症基礎研修の受講の義務づけの対象とされており、EPA介護福祉士候補者も対象です。

- ③ 常勤介護職員の4割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。

※ その他、P17、19、20に掲げる要件を満たす必要があります。

受入れ施設の要件(施設の種別等(1))

定員30名以上(指定介護療養型医療施設の場合は、介護保険の指定を受けた病床数が30床以上)であり、かつ、以下の1～5までのいずれかに該当する施設であること。

定員30名以上

1. 児童福祉法に規定する**障害児入所施設**
2. 生活保護法に規定する**救護施設**又は**更生施設**
3. 老人福祉法に規定する**養護老人ホーム**又は**特別養護老人ホーム**
4. 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する**特定施設入居者生活介護** (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する**介護予防特定施設入居者生活介護**(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設(老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。)又は介護保険法に規定する**介護老人保健施設、介護医療院**
5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する**障害者支援施設**又は**福祉ホーム**

以下のサテライト型施設の場合は、その本体施設が上記の1～5までのいずれかに該当し、かつ、本体施設の定員が30名以上であること。

6. 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に規定する**サテライト型養護老人ホーム**
7. 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に規定する**サテライト型居住施設**
8. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に規定する**サテライト型小規模介護老人保健施設**
9. 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定する**サテライト型特定施設**

受入れ施設の要件(施設の種別等(2))

以下の施設の場合は、定員要件を満たしている1～9までの介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されていること。

10. 児童福祉法に規定する**児童発達支援を行う施設**又は**障害児入所施設**
11. 生活保護法に規定する**救護施設**又は**更生施設**
12. 老人福祉法に規定する**老人デイサービスセンター**、**老人短期入所施設**、**養護老人ホーム**又は**特別養護老人ホーム**
13. 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する**通所介護**、**短期入所生活介護**、**通所リハビリテーション**、**短期入所療養介護**若しくは**特定施設入居者生活介護**(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する**介護予防短期入所生活介護**、**介護予防通所リハビリテーション**、**介護予防短期入所療養介護**若しくは**介護予防特定施設入居者生活介護**(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する**通所介護**若しくは**短期入所生活介護**、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する**介護予防短期入所生活介護**、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する**地域密着型通所介護**、**認知症対応型通所介護**、**認知症対応型共同生活介護**若しくは**地域密着型特定施設入居者生活介護**、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する**介護予防認知症対応型通所介護**若しくは**介護予防認知症対応型共同生活介護**若しくは同法に規定する**第一号通所事業を行う施設**(老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。)又は介護保険法に規定する**介護老人保健施設**、**介護医療院**
14. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する**障害者支援施設**、**地域活動支援センター**若しくは**福祉ホーム**
15. その他10～14までに類する通所サービスを提供する施設

EPA候補者受入れ要件について(受入れ施設の要件:共通事項)

受入れ施設の要件

- ◆ 過去3年間に、外国人の就労に係る不正行為を行ったことがなく、かつ、EPA看護師・介護福祉士候補者及びEPA看護師・介護福祉士(以下、EPA看護師等)の受入れにおいて、以下の行為を行ったことがない受入れ機関により設立されたものであること。
 - ✓ 虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為
 - ✓ 受入れ機関に義務付けられた報告の拒否又は不当な遅延
 - ✓ 巡回訪問の際の求められた必要な協力の拒否

定期報告・随時報告への対応

- ◆ 厚生労働省告示及び法務省告示に基づく定期報告、随時報告を行うこと。

定期報告

受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況、労働契約の要件の遵守状況について、毎年1月1日現在の状況を、当事業団にご報告いただく必要があります。

随時報告

以下の事案が発生した場合に、告示で定められた期間内にその旨を当事業団にご報告いただく必要があります。

- ✓ EPA看護師等が在留資格を変更した場合
- ✓ EPA看護師等との労働契約を終了する場合
- ✓ 候補者が帰国した場合
- ✓ 候補者が受験した国家試験の合否が判明した場合
- ✓ EPA看護師等が失踪した場合
- ✓ EPA看護師等が不法就労活動に従事した場合
- ✓ EPA看護師等が死亡した場合

巡回訪問への協力

- ◆ 国際厚生事業団による巡回訪問の際に必要な協力を行うこと。

研修の要件

- ① 研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。
- ② 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- ③ 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として3年以上の業務経験のある看護師とすること。
- ④ 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。
- ⑤ 研修が行われる病床は、医療保険が適用されているものに限ること。

研修の要件

- ① 研修内容は、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。
- ② 研修を統括する研修責任者、専門的な知識・技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- ③ 研修責任者は、原則※として、5年以上介護業務に従事した経験があつて、介護福祉士の資格を有するものとする。
※ 5年以上の介護業務の経験がない場合であっても、介護福祉士実習指導者講習会を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者については、研修責任者としての要件を満たします。
- ④ 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

EPA候補者受入れ要件について(労働契約/宿泊施設確保・帰国担保措置の要件:共通事項)

労働契約の要件(同等報酬の確保)

- ◆ EPA候補者と締結する労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものであること。
 - ✓ EPA看護師候補者を受け入れる場合、当該候補者と同様の職務に従事する日本人看護補助者の報酬が比較対象となります。
 - ✓ EPA介護福祉士候補者を受け入れる場合、当該候補者と同様の職務に従事する無資格の日本人介護職員の報酬が比較対象となります。
 - ✓ 同等報酬の確保については、求人登録申請時の要件確認のほか、年に一度の巡回訪問や定期報告の際にも当事業団が確認を行います。

宿泊施設確保・帰国担保措置の要件

- ◆ EPA候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じていること。

宿泊施設について

- ✓ EPA候補者の宿泊施設の確保の方法は、職員寮を準備する方法のほか、賃貸住宅を手配する等の方法も認められます。
- ✓ 賃貸住宅等の費用は実費の範囲内でEPA候補者本人に負担させることは認められます。敷金・礼金等も含めた負担額を予め求人票にご記載ください。宿泊施設の利用条件や候補者の自己負担額に幅がある場合もすべて求人票にご記載ください。
- ✓ 宿泊施設の確保にあたっては、EPA候補者のプライバシーやセキュリティが十分に確保されるようご配慮ください。

帰国担保措置について

- ✓ EPA候補者の帰国旅費は、労働契約終了の原因がEPA候補者の重大な責に帰する場合を除き、受入れ機関の負担となります。

注:EPA候補者として許可された滞在期間中に看護師・介護福祉士の国家資格が取得できなかったこと自体をもって、候補者の重大な責に帰する場合に該当することとなるものではありません。

1. EPA候補者受入れの枠組み
2. EPA候補者受入れ要件について
- 3. EPA候補者あっせんの流れ等について**
4. マッチングの実績等について
5. EPA候補者受入れに係る費用について
6. EPA候補者等への学習支援等について
7. EPA候補者受入れの主なスケジュール(予定)
8. 求人登録申請について

EPA候補者あっせんの流れ(概要)

日本側受入れ調整機関(国際厚生事業団)

① 受入れ希望機関からの求人募集

② 受入れ希望機関の要件確認

※厚生労働省告示・法務省告示に定める要件を満たしているかどうかの確認。

⑤ 現地合同説明会、JICWELSによるオンライン面接

※説明会では、受入れ希望機関(参加任意)は候補者と直接面談し、施設のPR等が可能
※JICWELSは、受入れ希望機関に代わり、全ての候補者と面接を実施

⑥ 求人情報を候補者に提供

⑧ 受入れ希望機関(施設)に求職者情報及び⑦の候補者就労意向を提供

※JICWELS面接評価や面接ビデオクリップ(同意者のみ)も提供
※受入れ希望機関は就労意向のある候補者と個別連絡・面談が可能

⑨ 受入れ希望機関(施設)の受入れ意向を回収

⑩ 受入れ/就労意向表によりマッチングを実施。

※必要に応じて第二次マッチングまで実施

⑪ 受入れ希望機関(施設)及び候補者双方の最終的な受入れ・就労意向を確認の上、雇用契約を締結

相手国側送り出し調整機関 (フィリピン:DMW、インドネシア:P2MI、ベトナム:DOLAB)

③ 候補者の募集・選考

(ベトナムについては①②の前に③を実施)

※看護学校卒等、協定に定める要件を満たし、一定の資質を備える候補者を送り出し調整機関の責任で選考。

④ ③で選考した候補者リストをJICWELSに提供

⑦ 求人情報を閲覧した候補者の就労意向を把握し、JICWELSに提供

受入れパンフレットP19参照

開催時期・場所等(※)

国	時期	場所
フィリピン	2025年7月上旬の5日間程度	マニラ市内のホテル
インドネシア	2025年8月下旬の5日間程度	ジャカルタ市内のホテル
ベトナム	2025年12月上旬の2日間程度	ハノイ市内のホテル

※日程等の詳細は、決まり次第、求人申請のあった受入れ希望機関・施設にJICWELSから電子メール等でご案内致します。
(参考資料P60ご参照)

面接ビデオクリップを撮影

- 日本を就労先として選んだ理由等の動機
- EPA受入れで候補者に求められていることへの理解度
- 日本の就労・研修環境への適応度
- 国家資格取得後の継続就労希望期間、等



- AからCの3段階評価による面接
- 面接ビデオクリップ(約8分程度)を撮影し、就労希望の受入れ希望施設に提供(撮影に同意した候補者のみ)

受入れ希望機関(施設)に提供される候補者情報について

マッチング専用ウェブサイトを通じて候補者の求職情報を提供

【求職情報のイメージ】

候補者プロフィール [フィリピン] [看護]

個人情報

候補者の顔写真

候補者番号	PH1220xxx		
候補者名			
国籍	フィリピン	就労コース	看護
性別	女	年齢	32
住所			

候補者ビデオの確認

日本に居住する家族・親族	有無	無
	関係	

評価

言語適性検査	なし
日本語能力証明書	なし
成績証明書	●成績証明書を見る

* 2021年 1月時点の状況 *

学歴

1	時期	2005年6月 ~ 2009年3月
	学校名	
	場所	

主な求職情報

- ・候補者番号、氏名、性別、年齢
- ・住所(州名・県名まで)
- ・学歴
- ・看護師資格取得年月日
- ・職歴
- ・日本語能力・日本語学習歴
- ・就労を希望する施設
(地域・都道府県・施設種別等)
- ・就労上配慮して欲しい事項
- ・JICWELS面接評価
- ・資格取得後の就労希望期間
- ・日本語事前学習の修了書提出状況(※1)
- ・JICWELS日本語テスト成績(※1)
- ・日本語能力証明書
- ・学業成績証明書
- ・面接ビデオクリップ(※2)

(※1)JICWELSがインドネシア及びフィリピンのみを実施。提供は、同意した就労希望者のみ。本テスト成績とは、フィリピンは初歩的なひらがな・カタカナ文字のテスト、インドネシアは初歩的なひらがな・カタカナ文字及びN5レベル相当テストの成績です。

(※2)面接ビデオクリップは、面接時に就労希望者が同意した場合のみ撮影。

マッチングについて

1. マッチングは一律、**受入れ施設単位**で行います。
2. EPA候補者から就労意向表、受入れ希望施設から受入れ意向表を当事業団にご提出いただき、双方の意向を使ってマッチングを行います。
3. マッチング成立数が年間の受入れ最大人数を超える場合、受入れ希望施設及びEPA候補者から提出された意向表の順位を、下位から順次減じていき、成立数が年間の受入れ最大人数を超えないよう調整を行います。
※ 各施設のマッチング数はそれに応じて少なくなりますのでご了承ください。

マッチング成立数が年間の受入れ最大人数を超える場合のマッチングの例

受入れ施設・候補者の意向	マッチング成立数
10位 × 10位	553
⋮	⋮
3位 × 3位	382
2位 × 2位	317
2位 × 1位	300

マッチング成立数が300以下になるまでマッチングに使用する順位を減じていく

マッチング成立数300以下を採用

注意: EPA候補者側が受入れ施設を1位で希望した場合でも、受入れ施設側が当該候補者を下位で希望した場合、マッチングが成立しない場合があります。受入れ意向の度合いが強い候補者は、受入れ意向表の上位に記載するようお願いいたします。

雇用契約書について

- 採用内定後、受入れ希望機関と候補者の中で雇用契約を締結
 - ・ JICWELSや送り出し調整機関が郵送等による契約書のやりとりを支援
 - ・ JICWELS、送り出し調整機関の紹介による雇用契約締結が、査証発給、入国・滞在の許可要件となる
- 受入れ希望機関は、求人申請時の求人票に沿って、以下の内容を含む所定の様式による雇用契約書^(※1)を作成

- ① 就労開始日、労働契約の期間(候補者の入国日の翌日から3年後の日まで。ただし、介護福祉士コースは、その後1年更新)、就業の場所^(※2)、業務内容、基本給額、超過勤務給額、労働時間、休暇・休日等の労働条件。
- ② 雇用主として、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を支払うこと
- ③ 社会保険・労働保険を適用すること
- ④ 試用期間は設けないこと
- ⑤ その他雇用契約の終了の際の帰国費用の負担等

(※1)EPA候補者の就労開始後、昇給等により雇用契約書の内容を一部変更する場合も、雇用契約書の他の項目が引き続き有効となるよう作成してください。

(※2)雇用契約書上の就業の場所以外での就労は入管法違反になりますのでご注意ください。

EPA候補者来日後の受入れ機関による手続き等について

EPA候補者受入れにあたり、受入れ機関による主な手続き等は次の通りです。

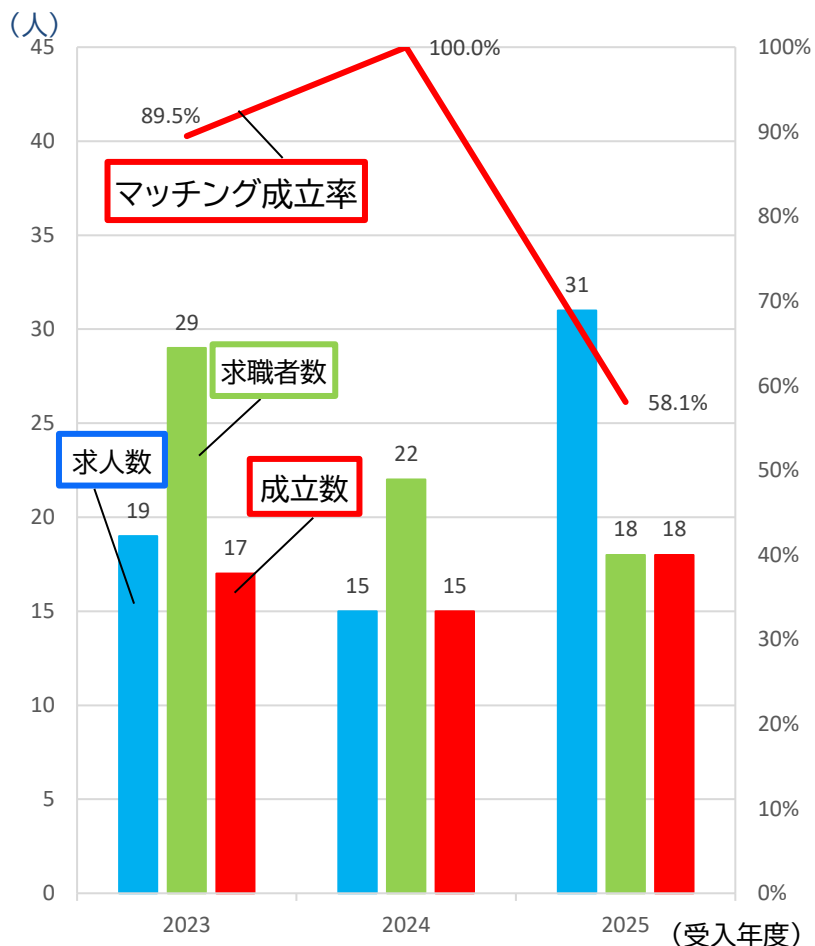
- 研修プログラムの提出
- 訪日後日本語研修 閉講式への出席、就労先への引率
- 転入・転居届手続きの支援
- 外国人雇用状況の届出
- 社会保険及び労働保険への加入手続き
- 健康診断の実施
- 在留期間更新手続きの支援
- 国家試験受験手続きの支援 など

1. EPA候補者受入れの枠組み
2. EPA候補者受入れ要件について
3. EPA候補者あっせんの流れ等について
- 4. マッチングの実績等について**
5. EPA候補者受入れに係る費用について
6. EPA候補者等への学習支援等について
7. EPA候補者受入れの主なスケジュール(予定)
8. 求人登録申請について

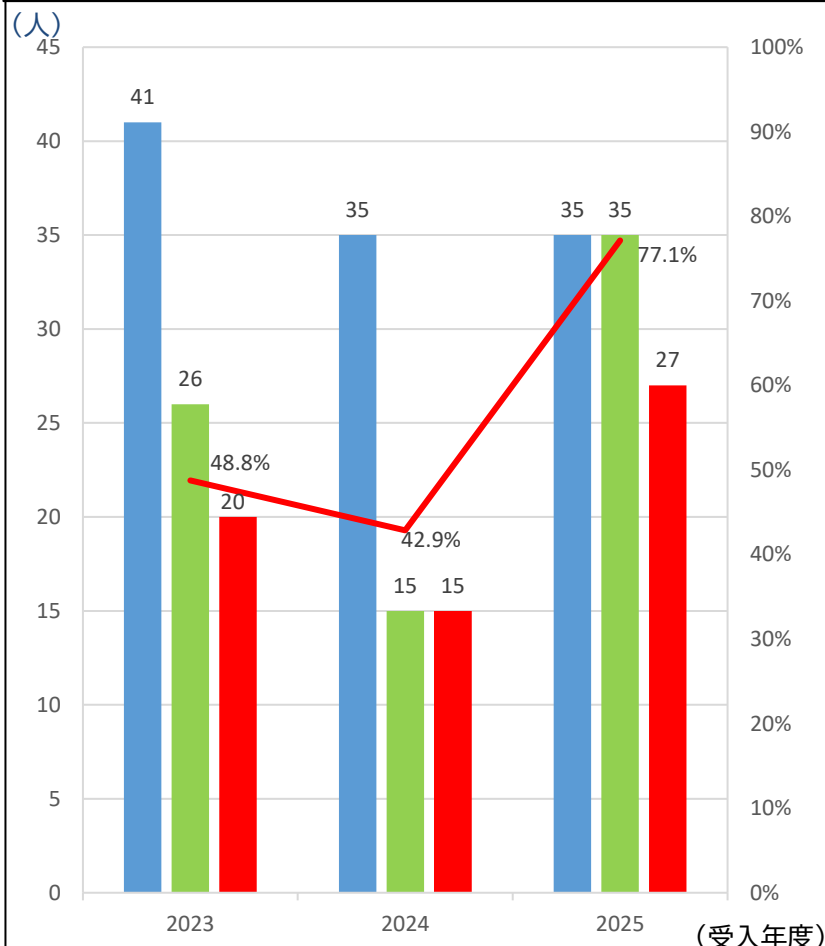
EPA看護師候補者受入れの求人・求職者数、マッチング成立率の推移

- 2024年度入国は、インドネシア、ベトナムのマッチング成立率が高かった。
- 2025年度入国は、フィリピンの求職者が前年より2倍以上増え、マッチング成立率も上昇。

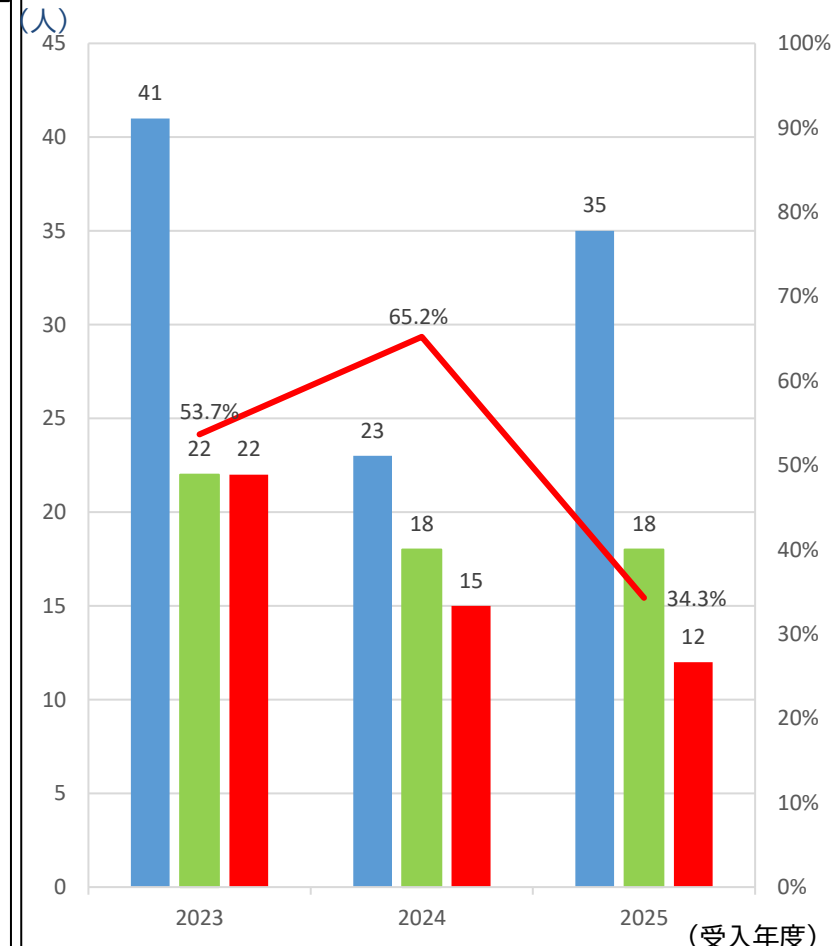
インドネシア



フィリピン



ベトナム

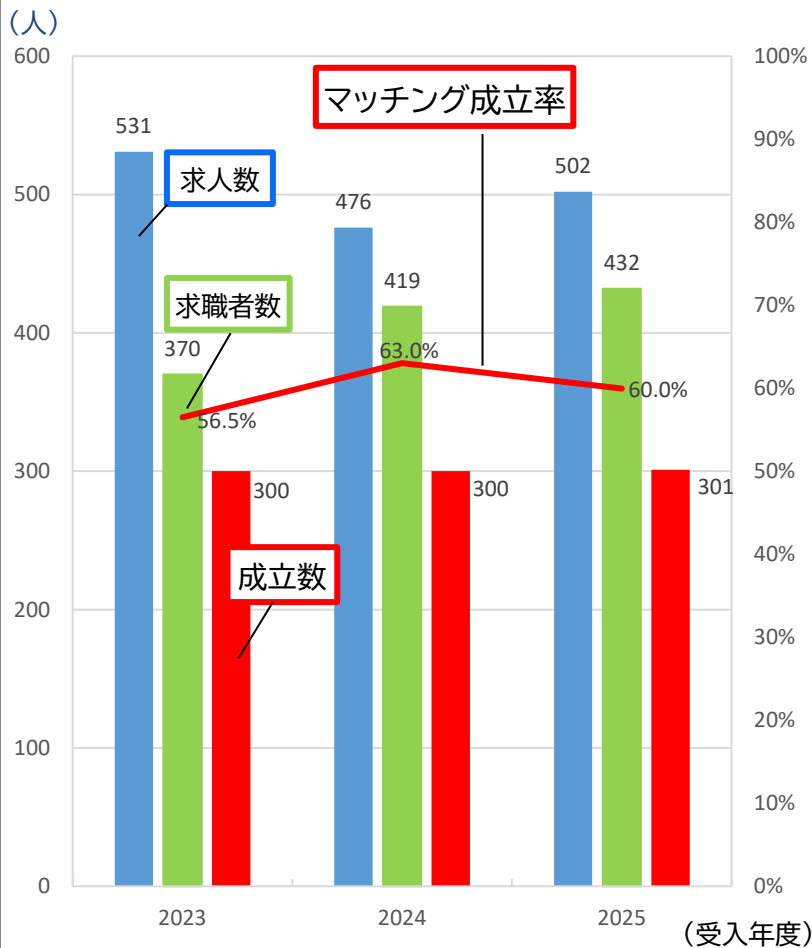


※ 求職者数はマッチングに参加した候補者の人数。※ 「マッチング成立率」とは、求人側のマッチング成立率。※2025年度受入れベトナムは第一次マッチング成立結果までの人数。
 ※ EPA枠組みにおいて、2023～2025年度の看護師候補者の年間の受入れ最大人数は各国とも200名。
 ※ マッチング数が年間の受入れ最大人数を上回る場合、JICWELSは関係機関と調整の上、必要な措置を講じる。

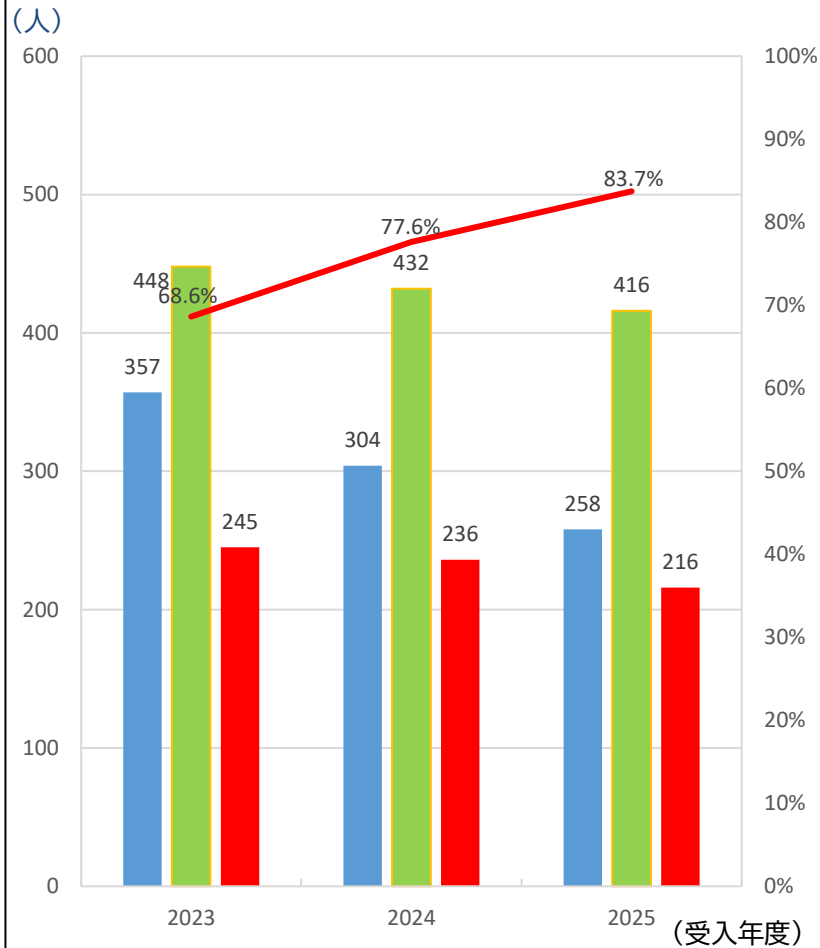
EPA介護福祉士候補者受入れの求人・求職者数、マッチング成立率の推移

- インドネシアは、上限(300人)でのマッチングが続いている
- フィリピンは、求職者が多いため、高いマッチング率が続いている
- ベトナムについては、求職者が減少傾向

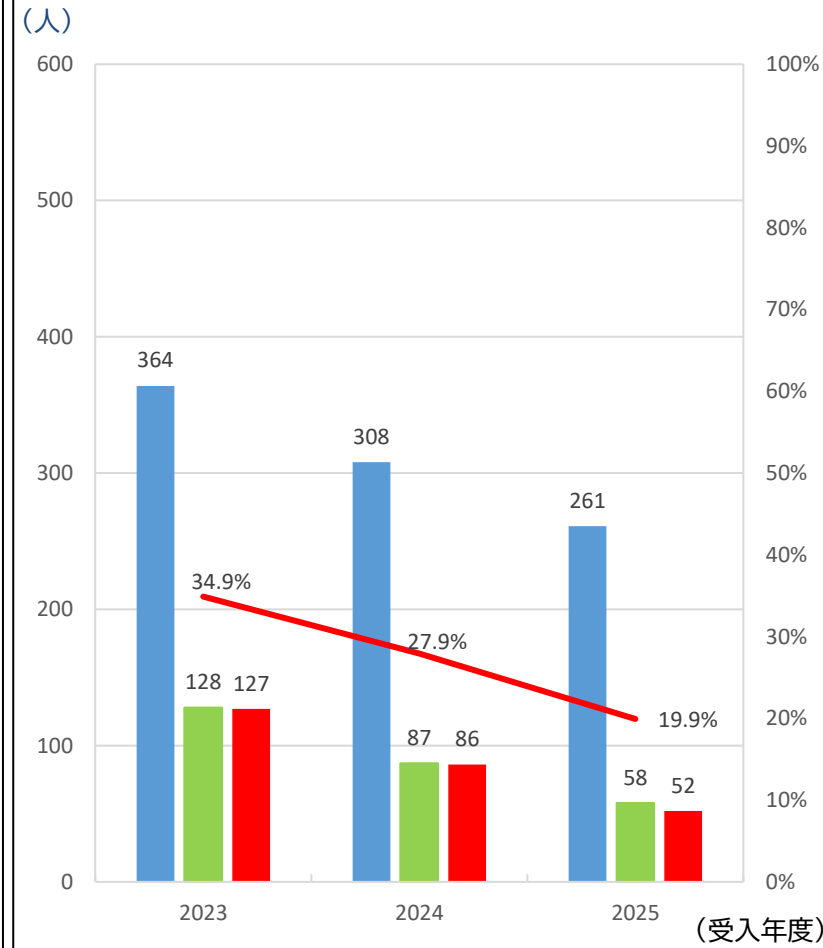
インドネシア



フィリピン



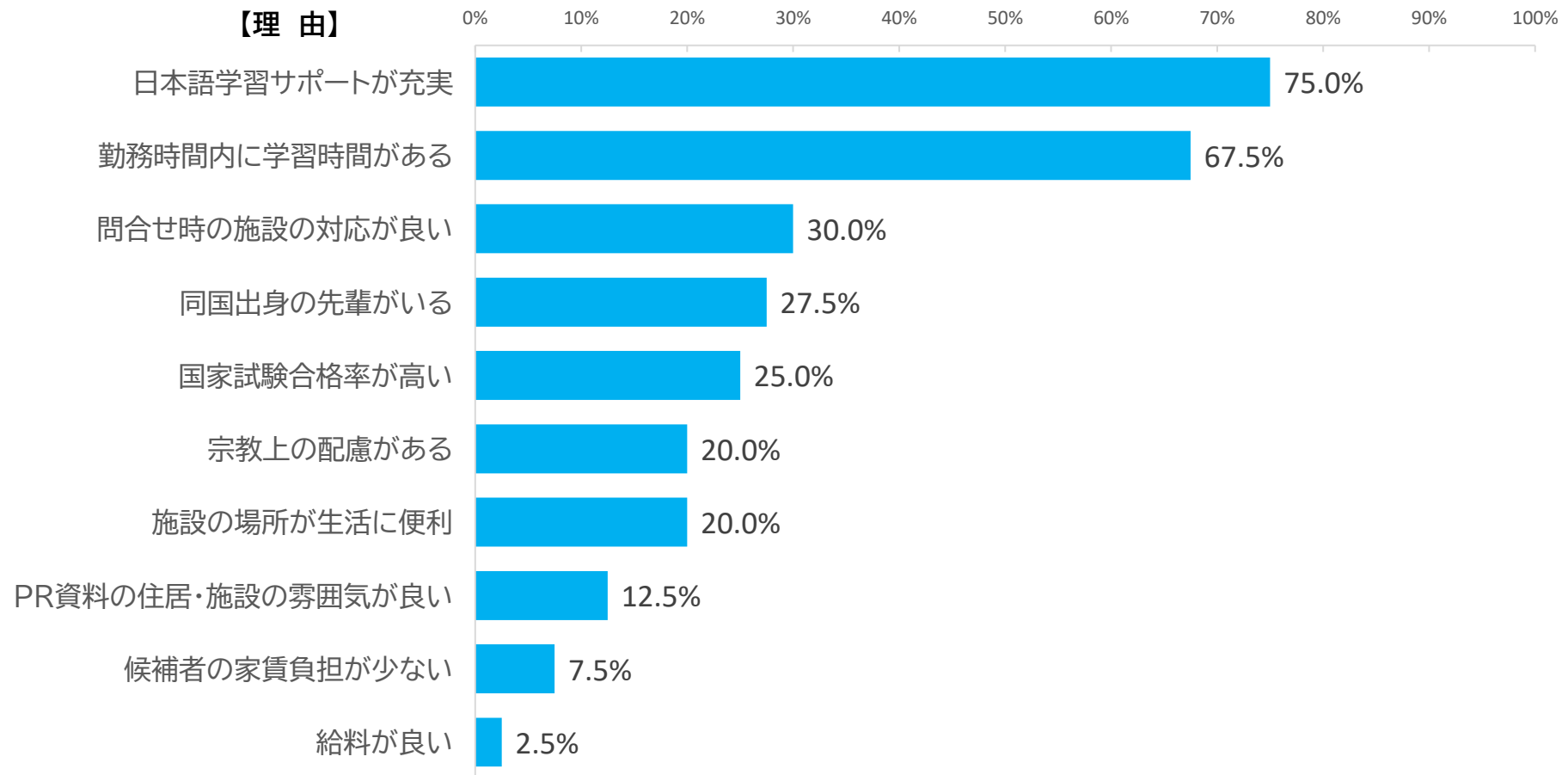
ベトナム



※ 求職者数はマッチングに参加した候補者の人数。※ 「マッチング成立率」とは、求人側のマッチング成立率。※ 2025年度受入れベトナムは第一次マッチング成立結果までの人数。
 ※ EPA枠組みにおいて、2023~2025年度の介護福祉士候補者の年間の受入れ最大人数は各国とも300名(訪日前後研修免除者は300名枠外で受入れ)。
 ※ マッチング数が年間の受入れ最大人数を上回る場合、JICWELSは関係機関と調整の上、必要な措置を講じる。

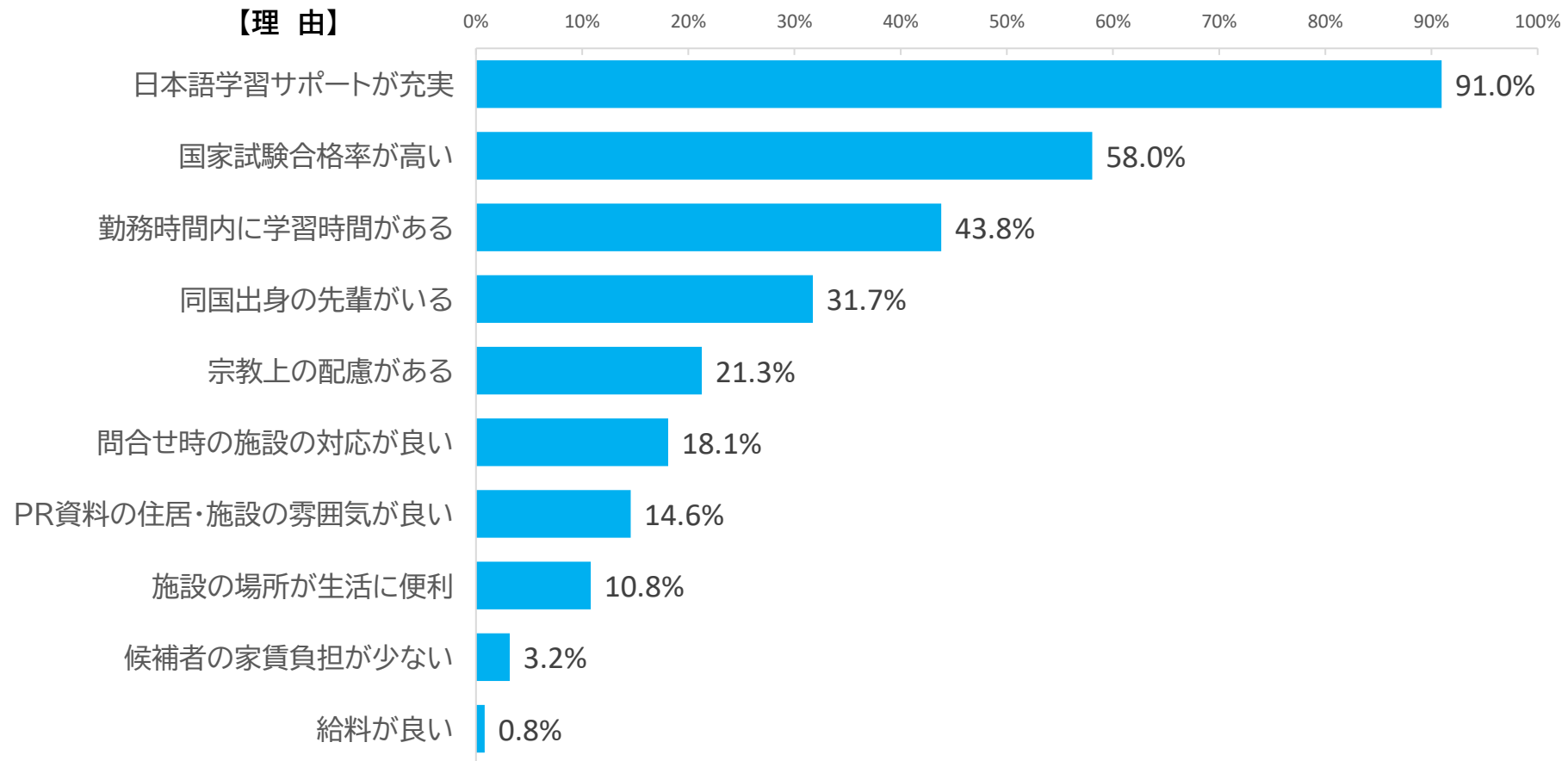
マッチング時に候補者が「就労したい受入れ施設」に選んだ理由 (インドネシア人看護師候補者)

「日本語学習サポートが充実」、「勤務時間内に学習時間がある」が上位となっている。



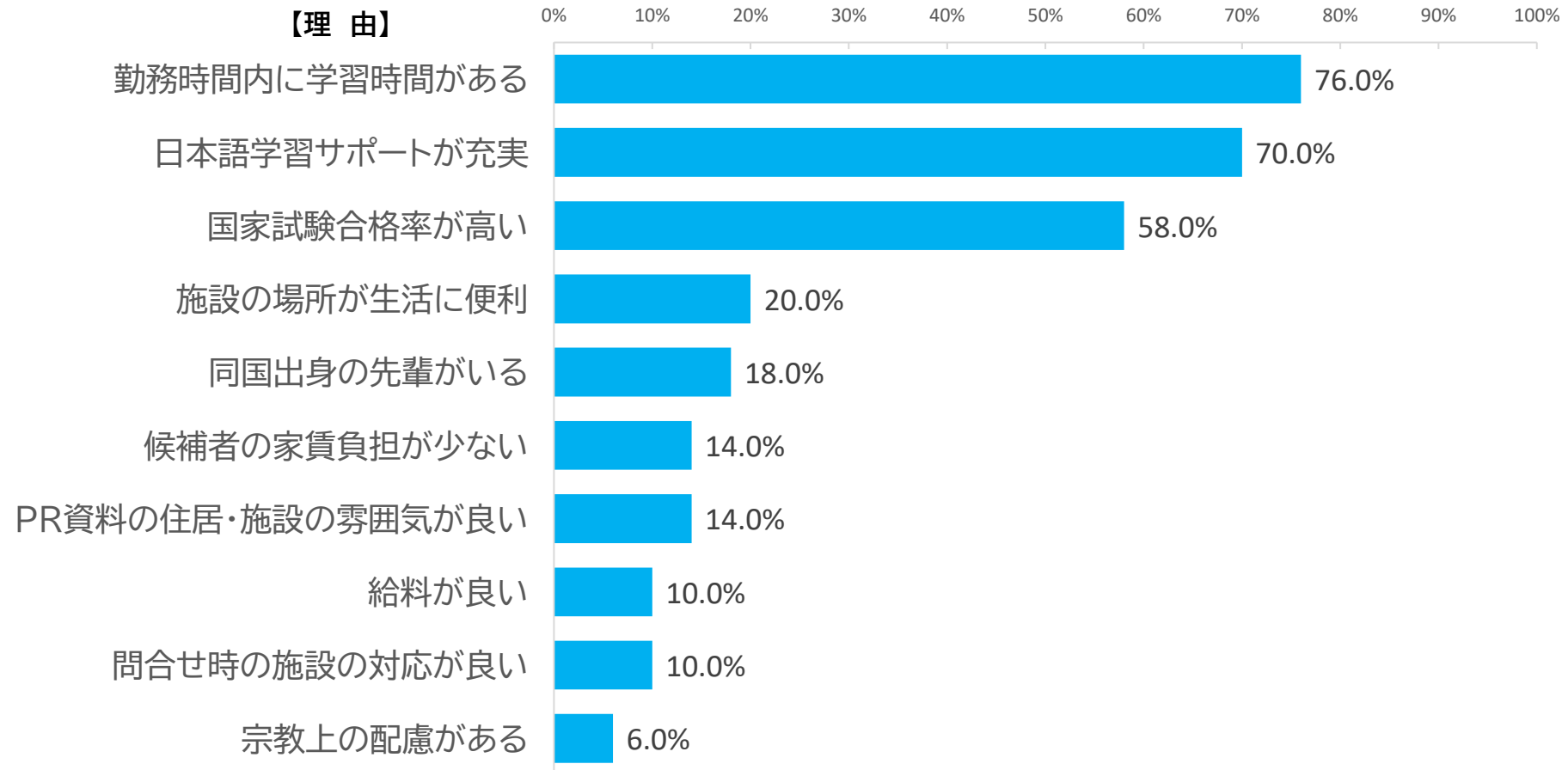
マッチング時に候補者が「就労したい受入れ施設」に選んだ理由 (インドネシア人介護福祉士候補者)

「日本語学習サポートが充実」が最も多く、次いで「国家試験合格率が高い」、「勤務時間内に学習時間がある」となっている。



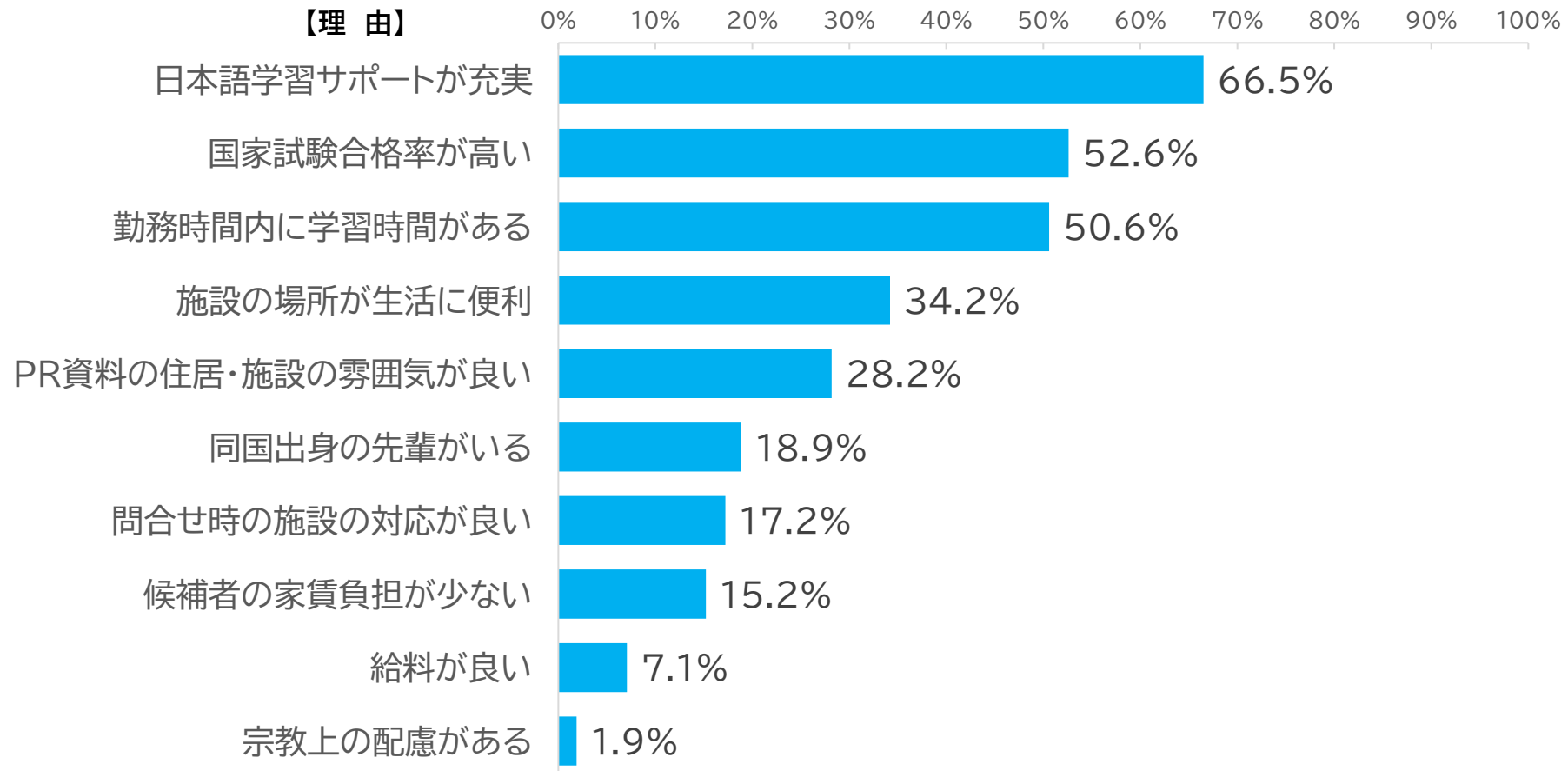
マッチング時に候補者が「就労したい受入れ施設」に選んだ理由 (フィリピン人看護師候補者)

「勤務時間内に学習時間がある」が最も多く、次いで「日本語学習サポートが充実」、「国家試験合格率が高い」となっている。



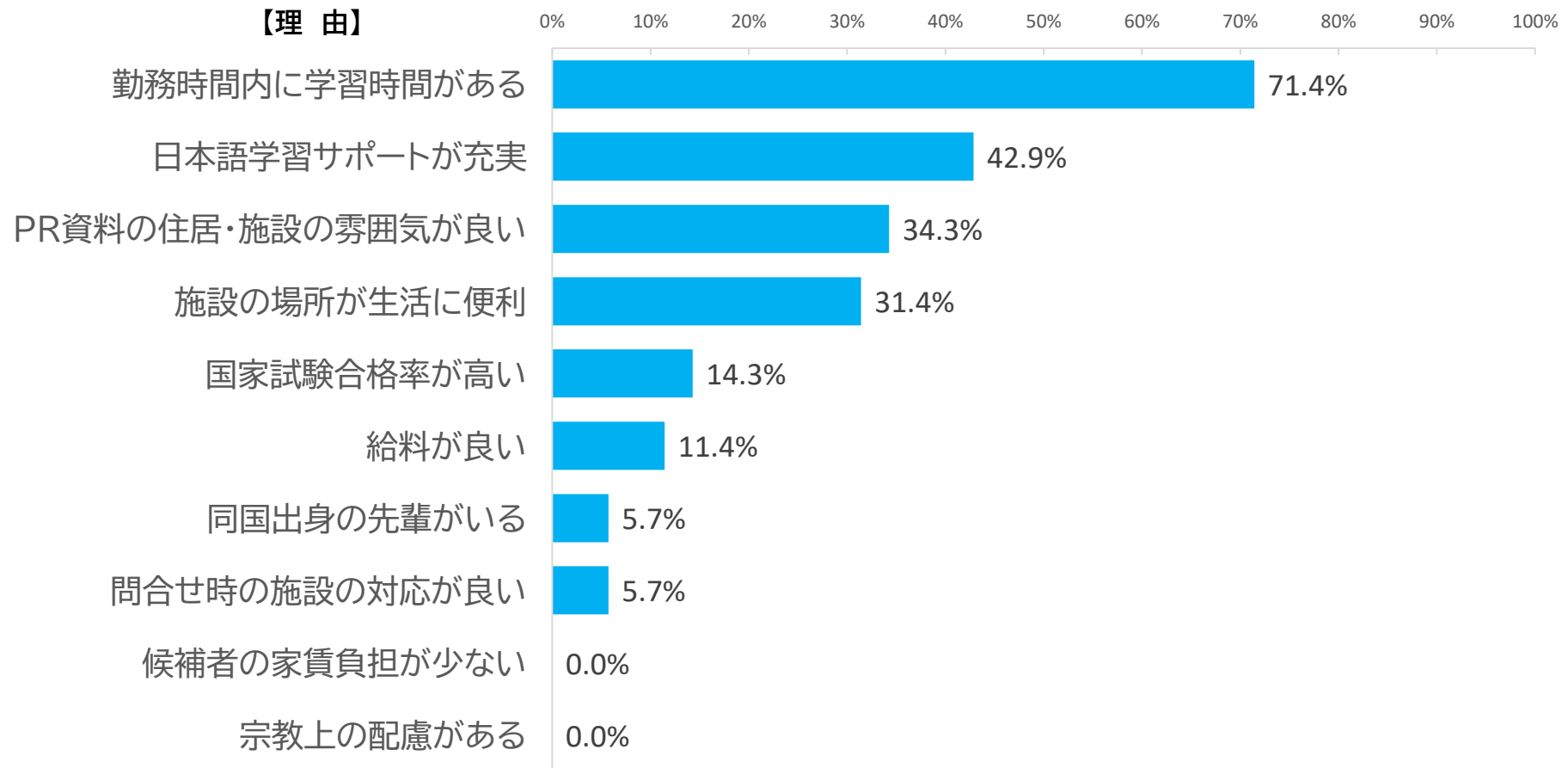
マッチング時に候補者が「就労したい受入れ施設」に選んだ理由 (フィリピン人介護福祉士候補者)

「日本語学習サポートが充実」が最も多く、次いで「国家試験合格率が高い」、「勤務時間内に学習時間がある」となっている。



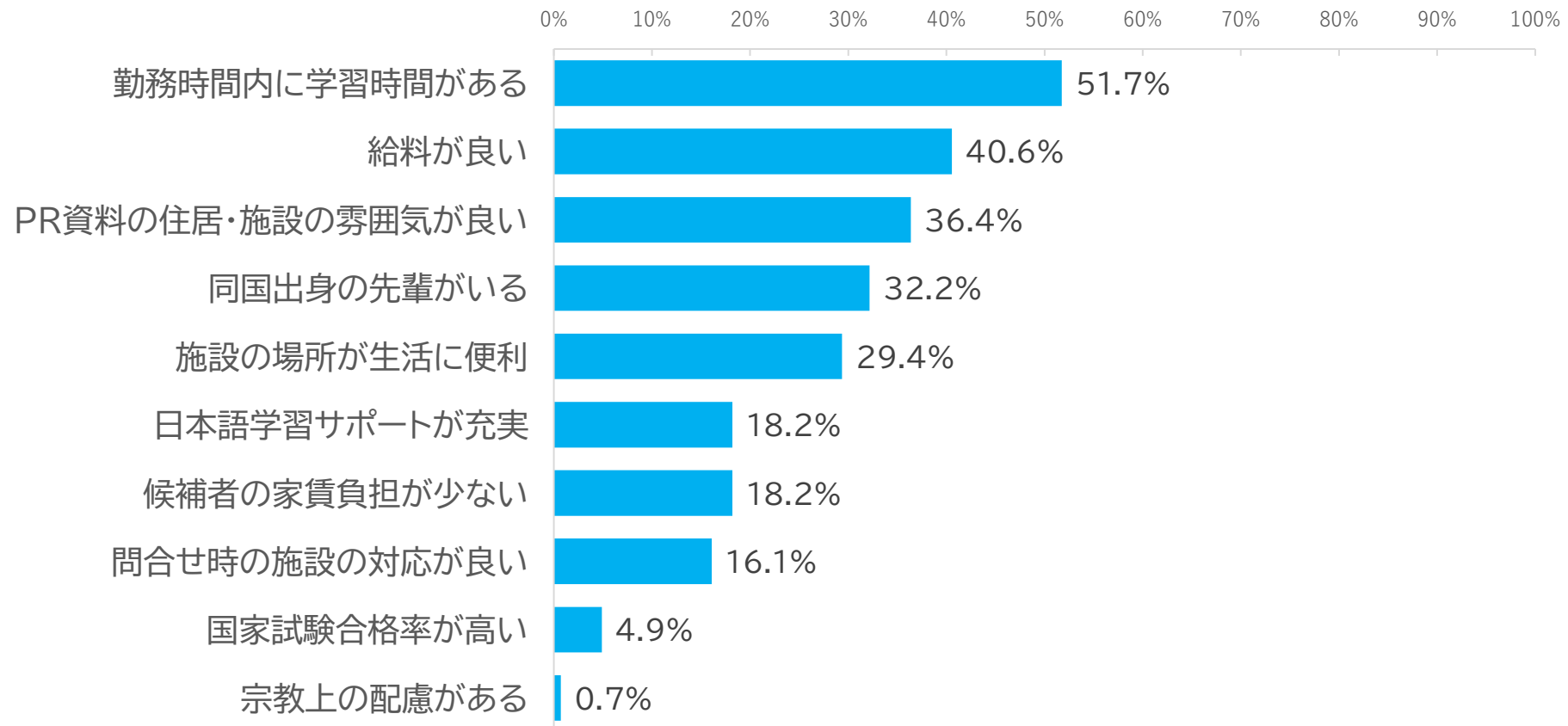
マッチング時に候補者が「就労したい受入れ施設」に選んだ理由 (ベトナム人看護師候補者)

「勤務時間内に学習時間がある」が上位となっている。



マッチング時に候補者が「就労したい受入れ施設」に選んだ理由 (ベトナム人介護福祉士候補者)

「勤務時間内に学習時間がある」が上位となっている。



1. EPA候補者受入れの枠組み
2. EPA候補者受入れ要件について
3. EPA候補者あっせんの流れ等について
4. マッチングの実績等について
- 5. EPA候補者受入れに係る費用について**
6. EPA候補者等への学習支援等について
7. EPA候補者受入れの主なスケジュール(予定)
8. 求人登録申請について

EPA候補者受入れに係る費用(インドネシア人・フィリピン人)

支払い先	種類	インドネシア人	フィリピン人
国際厚生事業団	求人申込手数料 ^(※1)	30,000円(税別)/施設	
	あっせん手数料 ^(※2)	131,400円(税別)/人	
	滞在管理費	20,000円(税別)/人、1年間当たり	
送り出し調整機関	手数料等	400.5万ルピア (約43,300円)/人 ^(※3)	・450米ドル(約70,600円)/人 ^(※3) ・3,600ペソ(約10,200円)/人 ^(※4)
訪日後日本語研修機関	日本語研修の 一部負担金	約360,000円(税込)/人	
合計 ^(※5)		約602,840円	約640,340円

(※1) 求人申込手数料は、割引条件に該当する場合、割引が適用されます。詳細は、「求人申込手数料の割引」をご参照ください。

(※2) マッチングが成立した候補者が、専ら候補者の事由により、就労開始に至らなかった場合、あっせん手数料は半額のみ請求となります。既にお支払いいただいている場合は、あっせん手数料の半額を返還いたします。

(※3) 日本円の表示額は、2025年2月時点の参考値です。

(※4) 健康診断実施機関への支払い額(2023年度実績)。2026年度は、調整中。

(※5) 2名以上受入れの場合、求人申込手数料は1施設分のみですが、その他の手数料等、送り出し国への支払い、訪日後日本語研修機関への支払いは、受入れ人数分がかかります。

EPA候補者受入れに係る費用(ベトナム人)

支払い先	種類	候補者	再チャレンジ生(候補者)(※1)
国際厚生事業団	求人申込手数料(※2)	30,000円(税別)/施設	
	あっせん手数料(※3)	131,400円(税別)/人	
	滞在管理費	20,000円(税別)/人、1年間当たり	
	看護・介護 導入研修経費	100,000円(税別)/人	
送り出し調整機関	手数料等	・450米ドル(約70,600円)/人(※4) ・出国前健康診断費用(金額は調整中)(※5)	
訪日後日本語研修機関	日本語研修の 一部負担金	260,000円(税込)/人	・260,000円(税込)/人 ・(約70,000～80,000円/人)(※6)
合計(※7)		約640,140円+ 出国前健診費用	約720,140円+ 出国前健診費用

(※1)「再チャレンジ生」とは、訪日前の日本語研修修了年度でN3以上を取得できず、その翌年以降にN3以上を取得した者やマッチング不成立者を指します。

(※2)求人申込手数料は、割引条件に該当する場合、割引が適用されます。詳細は、「求人申込手数料の割引」をご参照ください。

(※3)マッチングが成立した候補者が、専ら候補者の事由により、就労開始に至らなかった場合、あっせん手数料は半額のみ請求となります。既にお支払いいただいている場合は、あっせん手数料の半額を返還いたします。

(※4)日本円の表示額は、2025年2月時点の参考値です。

(※5)2026年度のベトナム国送り出し調整機関(DOLAB)への健康診断費用の支払い額は調整中。

(※6)再チャレンジ生の来日渡航費は、候補者又は受入れ施設の負担となります。求人申請の際に、再チャレンジ生の来日渡航費を負担する意向の有無をJICWELSから受入れ機関側に確認させていただきます。

(※7)2名以上受入れの場合、求人申込手数料は1施設分のみですが、その他の手数料等、送り出し国への支払い、訪日後日本語研修機関への支払いは、受入れ人数分がかかります。

1. EPA候補者受入れの枠組み
2. EPA候補者受入れ要件について
3. EPA候補者あっせんの流れ等について
4. マッチングの実績等について
5. EPA候補者受入れに係る費用について
- 6. EPA候補者等への学習支援等について**
7. EPA候補者受入れの主なスケジュール(予定)
8. 求人登録申請について

EPA看護師候補者等への学習支援及び試験上の配慮

- EPA受入れでは、受入れ施設での研修経費への助成金、充実した日本語学習、国家試験対策等の支援がある

訪日前

日本語研修

・インドネシア、フィリピン6カ月・ベトナム1年間

訪日後

日受看
本入護
語れ導
研施入
修設研
対修
象・就
就労ガ
前イ
説明ド
会ネ
シ
ア、フ
ィ
リ
ピ
ン
6
カ
月
・ベ
ト
ナ
ム
2
、
5
カ
月
(約10日)

受入れ施設での就労・研修中

- 1 受入れ施設における**研修指導経費の支援**(※1)
1病院当たり461千円以内
- 2 受入れ施設における**日本語学習経費の支援**(※1)
候補者1人当たり117千円以内
- 3 **外国人看護師候補者学習支援事業**(※2)
(1)集合研修(国家試験対策動画講義・オンラインライブ講義)の実施
(2)模擬試験の実施(施設受験及び会場受験)
(3)看護専門家による個別学習指導
(オンライン面談の実施・学習アドバイスシートの提供)
(4)「正文リスト(日本語版・翻訳版)」等、各種学習教材の提供
(5)e-ラーニング学習支援システムによる各種学習コンテンツ及び情報の提供
(6)(就労1年目候補者対象)看護専門知識テスト・日本語能力テスト・
オンライン日本語研修・日本語専門家による日本語個別学習指導の実施
(7)学習相談(専門家による指導・相談)の実施
(8)学習支援担当者向けオリエンテーション動画の配信
(9)再チャレンジ支援(模擬試験・通信添削指導・e-ラーニングの提供等)
- 4 **相談窓口、巡回訪問等**(国際厚生事業団)
(1)相談窓口の設置(英語・インドネシア語・ベトナム語対応)
(2)受入れ施設への巡回訪問
(3)メールマガジンの配信(EPA関連情報等の提供)
(4)国家試験過去問題の翻訳・提供
(5)研修好事例等を受入れ施設担当者及び候補者に提供

看
護
師
国
家
試
験
受
験

全ての漢字への振り仮名付記、難解な表現の言い換え、疾名等への英語表記等 試験時間の延長(1.3倍)

(※1)都道府県を通じた助成、(※2)実施団体:国際厚生事業団(2024年度)

EPA介護福祉士候補者等への学習支援及び試験上の配慮

- EPA受入れでは、受入れ施設での研修経費への助成金、充実した日本語学習、国家試験対策等の支援がある

訪日前

日本語研修

・インドネシア、フィリピン6カ月・ベトナム1年間

訪日後

日受介
本入護
語れ導
研施入
修設研
対修・
象就
就労前
説明会
ガイ
ダンス
(約10日)
インドネシア、フィリピン6カ月・ベトナム2.5カ月

受入れ施設での就労・研修中

1 受入れ施設における**研修指導経費の支援**(※1)

- 候補者1人当たり年間150千円以内
日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣/日本語学校への通学/模擬試験や介護技術講習会への参加/学習支援に必要な備品購入費
- 候補者1人当たり年間75千円以内
喀痰吸引等研修の受講(当該候補者、日本での滞在期間中1回までを対象)
- 1施設当たり年間60千円以内
受入れ施設の研修担当者への手当 等

2 外国人介護福祉士候補者**学習支援事業**(※2)

- (1)学習年度別の集合研修(模擬試験含む)の実施
- (2)学習年度別のオンライン研修(動画講義・ライブ講義)の実施
- (3)学習年度別の通信添削試験の実施
- (4)各種学習教材の提供
- (5)e-ラーニング学習支援システムによる各種学習コンテンツ及び情報の提供
- (6)チャレンジ問題、自己学習チェックシート、自己学習計画シートの提供
- (7)学習相談(専門家による指導・相談)の実施
- (8)学習支援担当者研修の実施
- (9)再チャレンジ支援(模擬試験・通信添削試験の実施、e-ラーニングの提供等)

3 **相談窓口、巡回訪問等**(国際厚生事業団)

- (1)相談窓口の設置(英語・インドネシア語・ベトナム語対応)
- (2)受入れ施設への巡回訪問
- (3)メールマガジンの配信(EPA関連情報等の提供)
- (4)国家試験過去問題の翻訳・提供
- (5)研修好事例等を受入れ施設担当者及び候補者に提供

介護福祉士国家試験受験
全ての漢字への振り仮名付記、疾病名等への英語表記等
試験時間の延長(1.5倍)

(※1)都道府県を通じた助成、(※2)実施団体:国際厚生事業団(2024年度)

1. EPA候補者受入れの枠組み
2. EPA候補者受入れ要件について
3. EPA候補者あっせんの流れ等について
4. マッチングの実績等について
5. EPA候補者受入れに係る費用について
6. EPA候補者等への学習支援等について
- 7. EPA候補者受入れの主なスケジュール(予定)**
8. 求人登録申請について

2026年度来日EPA候補者受入れの主なスケジュール(予定)

受入れ希望機関による手続き等	日程		
	フィリピン	インドネシア	ベトナム
1. 受入れ制度等に関するオンライン説明会	2025年3月7日(金)13時～16時 (オンライン説明会動画配信は3月中旬予定)		
2. 受入れ希望機関からの求人登録申請受付	3月7日(金)～4月9日(水) ・全てオンライン申請の場合:4月9日(水)17時30分締切 ・郵送の場合:オンライン申請完了後、4月9日(水)17時必着		
3. 受入れ希望機関の要件確認結果の通知	6月中旬		
4. 現地合同説明会、JICWELSによる面接	7月上旬	8月下旬	12月上旬
5. 受入れ希望機関にマッチングの手続き案内	7月下旬	9月上旬	2026年1月下旬
6. マッチング	7月下旬～10月中旬	9月上旬～11月中旬	2026年1月下旬～3月上旬
7. 訪日前6か月日本語研修開始	11月上旬	11月下旬	—
8. 候補者来日、訪日後日本語等研修開始	2026年6月上旬 (6か月間の日本語等研修)	2026年6月中旬 (6か月間の日本語等研修)	2026年6月上旬 (2か月間の日本語等研修)
9. 就労開始時期	2026年12月上旬	2026年12月中旬	2026年8月上～中旬

1. EPA候補者受入れの枠組み
2. EPA候補者受入れ要件について
3. EPA候補者あっせんの流れ等について
4. マッチングの実績等について
5. EPA候補者受入れに係る費用について
6. EPA候補者等への学習支援等について
7. EPA候補者受入れの主なスケジュール(予定)
- 8. 求人登録申請について**

2025年3月7日(金)15時 ~ 2025年4月9日(水)

「オンライン申請」と「郵送」では締切が異なりますのでご注意ください。

■ 全ての求人申請書類をオンライン上で申請の場合

4月9日(水)17時30分締切

■ 求人申請書類の一部を郵送で申請の場合

オンライン申請完了後、4月9日(水)17時必着

求人登録申請書類

様式及び添付書類は、すべてオンラインで入力・提出ができます。受入れ手引き(看護)P8～、(介護)P9～参照

看護師コース

- 【様式1-1】求人登録申請書
- 【様式2-1】求人票
- 【様式3-1】受入れ施設説明書
- 【様式4-1】看護研修計画書
- 【様式5】研修実施体制説明書
- 【様式6-1】研修責任者職歴証明書
- 【様式7】研修支援者職歴証明書

(添付書類)

- ①研修責任者の看護師免許証の写し
- ②研修支援者の看護師免許証の写し
- ③病院組織図 ④看護部門概要 ⑤看護部門方針
- ⑥看護業務規程 ⑦看護基準 ⑧看護手順 ⑨**同等報酬確認書類**

介護福祉士コース

- 【様式1-1】求人登録申請書
- 【様式2-2】求人票
- 【様式3-2】受入れ施設説明書
- 【様式4-2】介護研修計画書
- 【様式5】研修実施体制説明書
- 【様式6-2】研修責任者職歴証明書(又は介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修過程の修了証の写し)

(添付書類)

- ①研修責任者の介護福祉士登録証の写し
- ②指定通知書(同一敷地内において一体的に運営されている施設及びサテライト型施設の場合は本体施設の指定書も提出必要)
- ③(サテライト型施設の場合)本体施設の概要等(パンフレット等)
- ④**同等報酬確認書類**

※注 「同等報酬確認書類」について

- ①就業規則、②賃金(給与)規程、③俸給表
- ④EPA候補者と同等の職務に従事する日本人職員の賃金台帳の写し

◆上記の書類により同等報酬要件の確認ができない場合、過去の受入れ実績に関わらず、
受入れ要件を満たさないこととなりますので、予めご了承ください。

JICWELS EPA統合システム(JEIS)へのアクセス方法

JICWELS EPA統合システム(JEIS)にアクセスすると
以下のログイン画面が表示されます。

<https://jicwels.net/fac/Account/Login/>

※求人登録申請書類の作成・提出に際しては、「受入れの手引き」のほか、上記のウェブサイト上のマニュアルもよくお読みください。

ログイン画面

The screenshot shows the login interface for the JICWELS EPA Integration System. At the top left, it says "Jicwels EPA Integration System". The main content area contains a login form with the following elements:

- ログインID * (Login ID) input field
- パスワード * (Password) input field
- ログイン (Login) button
- 初めて求人を申請する機関ですか? (Are you applying for the first time?) checkbox
- 新規アカウント作成 (Create new account) button
- パスワード忘れはこちら (Forgot password here) link

Below the login form, there is a "各日程" (Each schedule) section with "求人申請" (Job application) and two input fields for "求人申請受付期間" (Job application acceptance period) and "新規申請アカウント申請期限" (New application account application deadline).

At the bottom, there are links for "公益社団法人 国際厚生事業団" (International Welfare Association), "プライバシーポリシー" (Privacy Policy), and "サイトご利用規約" (Site Terms of Use).

Two callout boxes with red arrows provide instructions:

- Left callout: "JICWELS EPA統合システムに登録済みの機関におかれましては、こちらに担当者ID及びパスワードを入力し、ログインしてください。" (If you are an organization that has already registered in the JICWELS EPA Integration System, please enter the staff ID and password here and log in.)
- Right callout: "初めて求人登録申請を行う機関におかれましては、こちらより新規アカウントを作成してください。" (If you are an organization applying for job registration for the first time, please create a new account from here.)

求人登録申請でのご留意事項(1)

受入れ手引き
(看護)P8～、(介護)P9～参照

1. 求人登録申請は、受入れ機関(法人)において、**受入れ希望国・コース単位**で行ってください。受入れ施設による申請はできません。
2. (新規受入れ機関のみ)当事業団の「JICWELS EPA統合システム(JEIS)」より新規アカウントを取得してください。
(※注)新規アカウントの発行完了のご連絡は、平日の場合は、24時間以内に、土日休日の場合は、翌営業日の13時までにメールにて通知します。お早めの申請をお願い致します。
3. 締切後に提出・到着した書類や、内容に著しい不備のある書類は、受理できません。
4. 就業規則等の内容が法令に違反する求人の申込みは受理しない場合があります。(職業安定法第5条の5)
5. 求人申請後の要件確認において、JICWELS職員からの求人内容等の照会へのご協力をお願い致します。

採用後に必ず実施できる労働条件、研修体制等を記載してください。

1. 候補者は、求人申請時の求人情報や研修計画書等を見て、就労を希望する施設を選び、来日します。求人情報の一部は、雇用契約書に反映されます。正確な内容を記載し、採用後は記載どおり実施することが必要です。
2. 求人申請時の労働条件や、研修体制(研修時間等)を候補者に不利益となる形に変更し、求人申請時の提示内容を履行しないことは、厚生労働省告示に定める受入れ施設要件の「虚偽の求人申請」に該当する場合があります。
3. 「虚偽の求人申請」に該当した場合、当該受入れ施設は3年間の受入れ停止及び現在受入れ中の候補者の受入れ施設変更の対象となります。

受入れ施設が1年間に受入れ可能なEPA候補者の数について

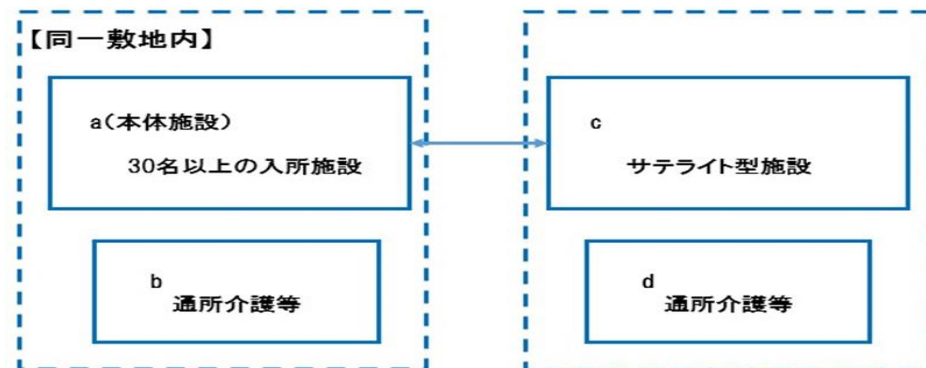
○受入れ施設が1年間に受け入れることができるEPA候補者の数は、EPA候補者のメンタルヘルスケア、研修の適正な実施体制の確保の観点から、原則として1か国につき、それぞれ2名以上5名以下とします。(※1, 2)

※1 以下のいずれかの条件を満たしている受入れ施設においては、1名のみの受入れ希望ができます。

※2 受入れ希望機関がマッチング運用上の都合等により、2名以上の候補者が確保できなかった場合については1名のみの受入れができます。

看護師コース	介護福祉士コース ^(注)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 受入れ施設において、2025年度に同国出身のEPA候補者を受け入れる予定があること。 ○ 受入れ施設において同国出身のEPA看護師が就労していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受入れ施設において、2024年度に受け入れた同国出身のEPA候補者が引き続き就労していること。 ○ 受入れ施設において、2025年度に同国出身のEPA候補者を受け入れる予定があること。 ○ 受入れ施設において同国出身のEPA介護福祉士が就労していること。

(注) EPA介護福祉士候補者の受入れについては、下図のように、本体施設(a)、本体施設と同一敷地内で一体的に運営されている施設(b)、本体施設からみたサテライト型施設(c)、及び当該サテライト型施設との同一敷地内で一体的に運営されている施設(d)については、一つの施設とみなして上記の条件を満たせば、各施設において1名のみの受入れ希望ができます。ただし、この場合には、メンタルヘルスケア等の観点から、EPA候補者同士が交流等を持てるように研修計画を立てる必要があります。



お問い合わせ先

公益社団法人 国際厚生事業団 受入支援部

・電話:03-6206-1138

・電子メール: shien-assen@jicwels.jp

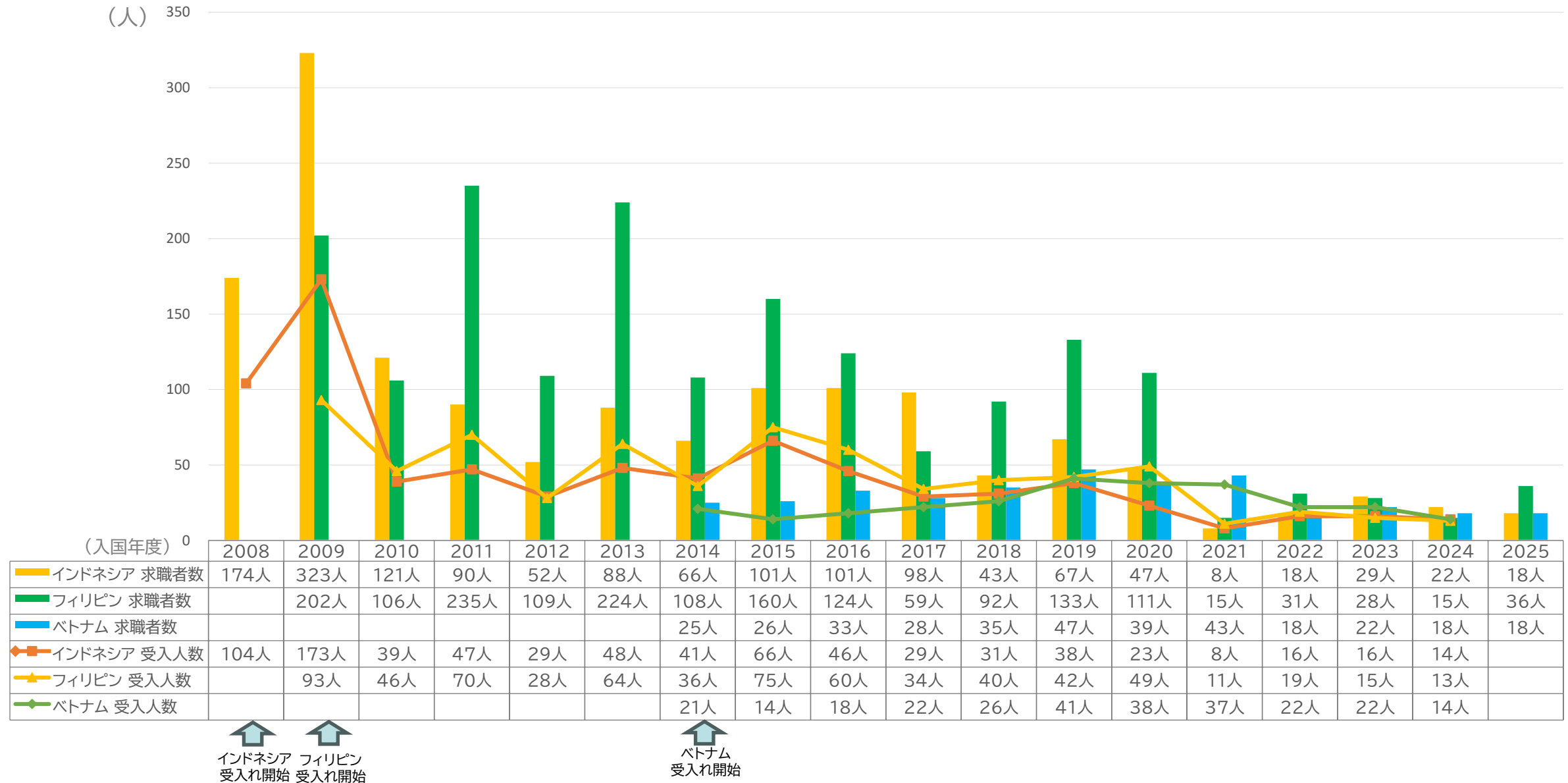
・ホームページ:<https://jicwels.or.jp/>



参考資料

【参考1】 EPA候補者の国籍別求職者及び受入れ人数の推移	55
【参考2】 EPA候補者等の都道府県別就労人数	57
【参考3】 2024年度来日EPA候補者の地域別受入数	58
【参考4】 EPA候補者受入れの課題と対応事例	59
【参考5】 現地合同説明会について	60
【参考6】 2026年度受入れ求人登録申請の変更点	61
【参考7】 EPA候補者に提供される求人情報について	62
【参考8】 マッチング前のEPA候補者との事前連絡について	63
【参考9】 インドネシア人、フィリピン人(訪日前後日本語研修免除者)受入れの場合のお支払い(1名当たり)	66
【参考10】 求人申込手数料の割引について	67
【参考11】 候補者受入れに係る留意事項	68

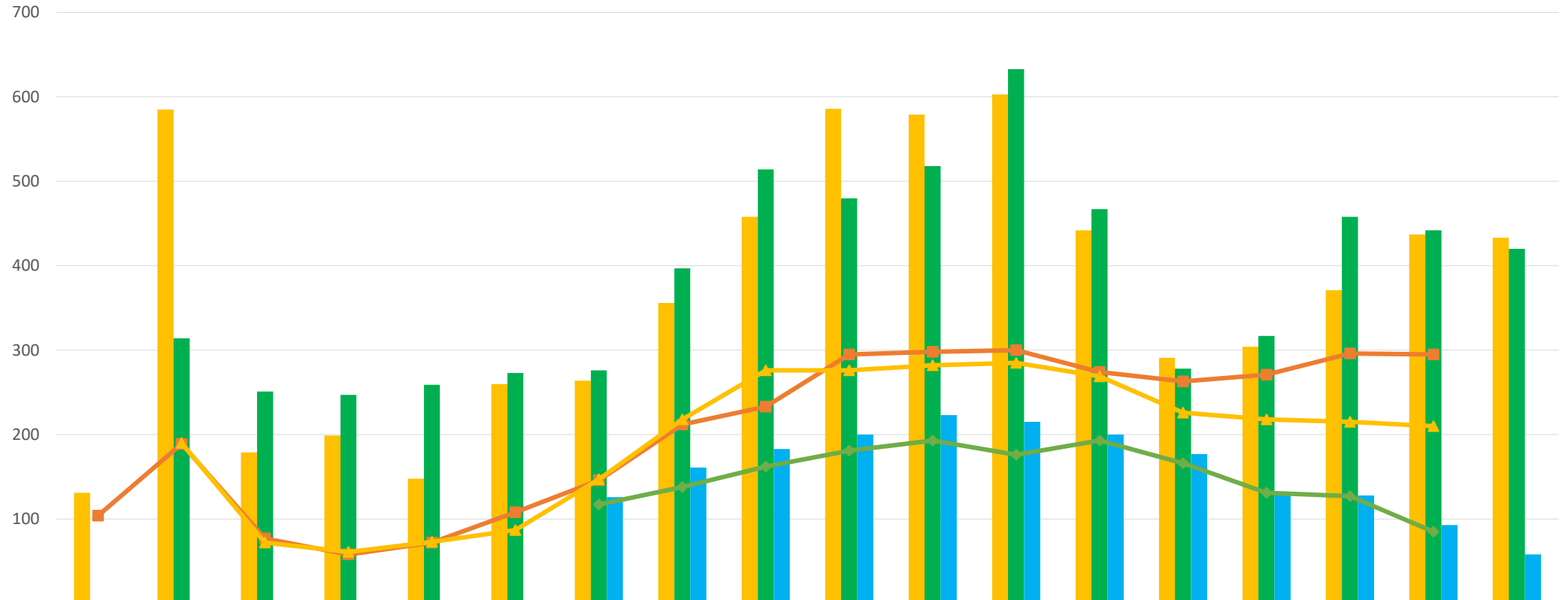
EPA看護師候補者 国籍別求職者及び受入れ人数の推移



※受入れ数は入国時点。

EPA介護福祉士候補者 国籍別求職者及び受入れ人数の推移

(人)



(入国年度)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
■ インドネシア 求職者数	131	585	179	199	148	260	264	356	458	586	579	603	442	291	304	371	437	433
■ フィリピン 求職者数		314	251	247	259	273	276	397	514	480	518	633	467	278	317	458	442	420
■ ベトナム 求職者数							126	161	183	200	223	215	200	177	129	128	93	58
◆ インドネシア 受入れ人数	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	298	300	274	263	271	296	295	
▲ フィリピン 受入れ人数		190	72	61	73	87	147	218	276	276	282	285	269	226	218	215	210	
◆ ベトナム 受入れ人数							117	138	162	181	193	176	193	166	131	127	85	

↑ インドネシア 受入れ開始
↑ フィリピン 受入れ開始

↑ ベトナム 受入れ開始

※受入れ数は入国時点。

EPA看護師・介護福祉士候補者等の都道府県別就労人数

2025年1月1日時点
(単位:人)

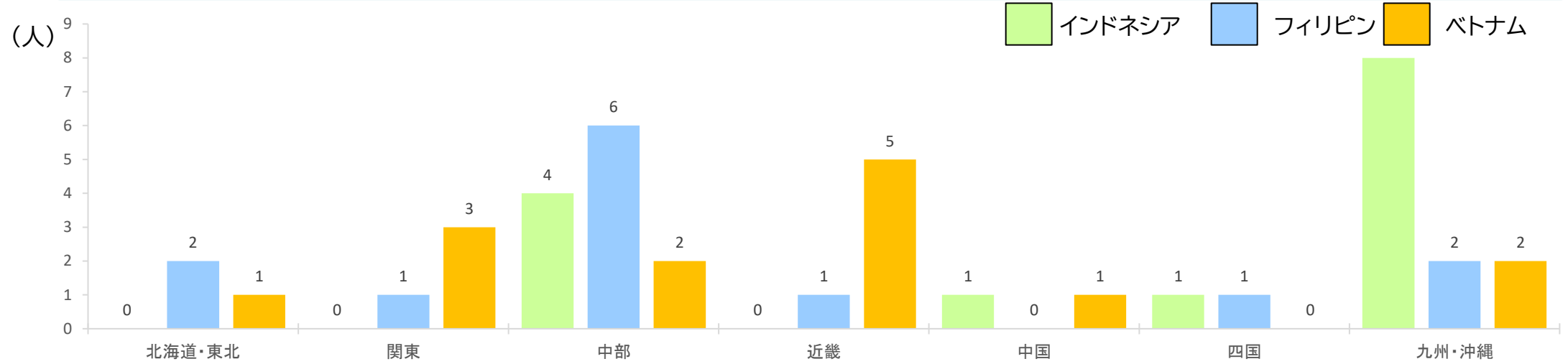
都道府県	看護師・看護師候補者計	介護福祉士・介護福祉士候補者計
北海道	3	17
青森県	0	9
岩手県	0	9
宮城県	6	29
秋田県	0	8
山形県	0	20
福島県	8	4
茨城県	3	86
栃木県	2	20
群馬県	0	1
埼玉県	4	92
千葉県	7	162
東京都	8	462
神奈川県	9	361
新潟県	3	16
富山県	7	13
石川県	0	6
福井県	2	8
山梨県	1	49
長野県	8	45
岐阜県	14	148
静岡県	3	77
愛知県	51	318
三重県	2	7

都道府県	看護師・看護師候補者計	介護福祉士・介護福祉士候補者計
滋賀県	3	22
京都府	3	34
大阪府	14	271
兵庫県	12	196
奈良県	5	82
和歌山県	7	7
鳥取県	0	0
島根県	0	9
岡山県	0	224
広島県	1	71
山口県	17	9
徳島県	5	172
香川県	0	64
愛媛県	0	41
高知県	0	12
福岡県	32	68
佐賀県	5	8
長崎県	0	0
熊本県	2	3
大分県	0	4
宮崎県	1	0
鹿児島県	0	27
沖縄県	0	13
全国合計	248	3304

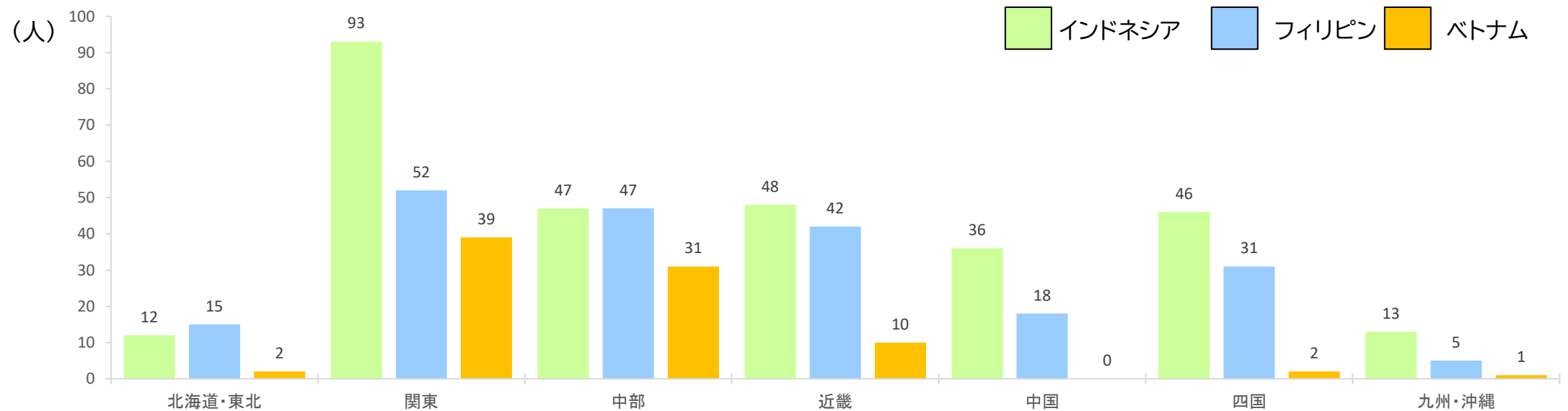
(国際厚生事業団調べ。就労中の合格者に【特定活動】から【医療】や【配偶者】等へ在留資格の切替を行ったものは含まれない。)

2024年度来日EPA看護師・介護福祉士候補者の地域別受入数^(※)

看護師候補者



介護福祉士候補者



(※)各国候補者の入国時点。

受入れの課題

対応事例

- | | | | |
|---|---------------------------------------|---|---------------------------------|
| 1 | 本来業務以外に候補者の学習、生活支援業務が生じる負担感 | → | 部署間や職員間の役割分担 |
| 2 | 候補者の文化の違い、一時帰国等への対応 | → | マッチング・就労前に十分な候補者の意向確認、一時帰国のルール化 |
| 3 | 日本語面での細かいサポート（記録作成、申し送り、細かい言葉のニュアンス等） | → | 易しい日本語を使うなど候補者とのコミュニケーションの工夫 |
| 4 | 帰国又は合格後の転職の可能性 | → | 定期的な面談等による信頼関係の構築、キャリアパスの提示 |
| 5 | 合格後の家族呼寄せや生活支援 | → | 家族のビザ取得や住環境等の支援、相談支援 |
| 6 | 在留管理、定期報告など、外国人雇入れ特有の事務手続き | → | 手続きの事前確認、部署間等での役割分担 |

現地合同説明会について

(フィリピン・インドネシア・ベトナム)

受入れパンフレットP19参照

- 事前申し込み制(※)。参加申込多数の場合は、1機関あたりの参加日数を制限する場合があります。
(※)参加申込受付開始時期：
 - ・フィリピン 4月下旬
 - ・インドネシア 5月上旬
 - ・ベトナム 9月上旬
- 航空券、宿泊先、通訳等は受入れ希望機関において手配してください。
- 本説明会で**内定は出せません**。
- 出席者は受入れ希望機関の役職員に限定されています。あっせん業者等は出席できません。
- 参加費 1機関につき1日7万円(不課税)
- 詳細は決まり次第、求人申込のあった受入れ希望機関にJICWELSより電子メール等でご案内致します。

- ✓ 毎月固定的に支払われる手当に「◆国の補助金(処遇改善事業補助金／処遇改善加算)を原資とする手当」欄を追加

これまでは、国の補助金(処遇改善事業補助金／処遇改善加算)を原資とする諸手当は、制度改革による金額変更・廃止の可能性があるため、毎月固定的に支払われる手当には、原則含めないものとしておりました。

2026年度求人情報からは、受入れ機関・施設のご要望および実状を踏まえ、入力が可能になりました。

※但し、制度改革により支払額を減額および廃止する際は、[労働契約法第9条および第10条](#)に基づき、ご対応いただくことが**前提条件**となります。

※尚、国の補助金(処遇改善事業補助金／処遇改善加算)を原資とする諸手当について、必ずしも毎月固定的に支払われる手当に入れる必要はありません。支給額の変動が見込まれる場合はこれまで同様、「年間賃金見込み額」または「特記事項」への記載をお勧めいたします。

○求人登録された受入れ希望機関(施設)の以下の情報をJICWELSが翻訳(※)し、相手国送り出し調整機関を通じてEPA候補者へ提供します。

- 1 求人票
- 2 受入れ施設説明書
- 3 研修計画書
- 4 研修実施体制説明書

(※)フィリピン人及びインドネシア人候補者には英訳版を、ベトナム人候補者にはベトナム語訳版を提供予定。

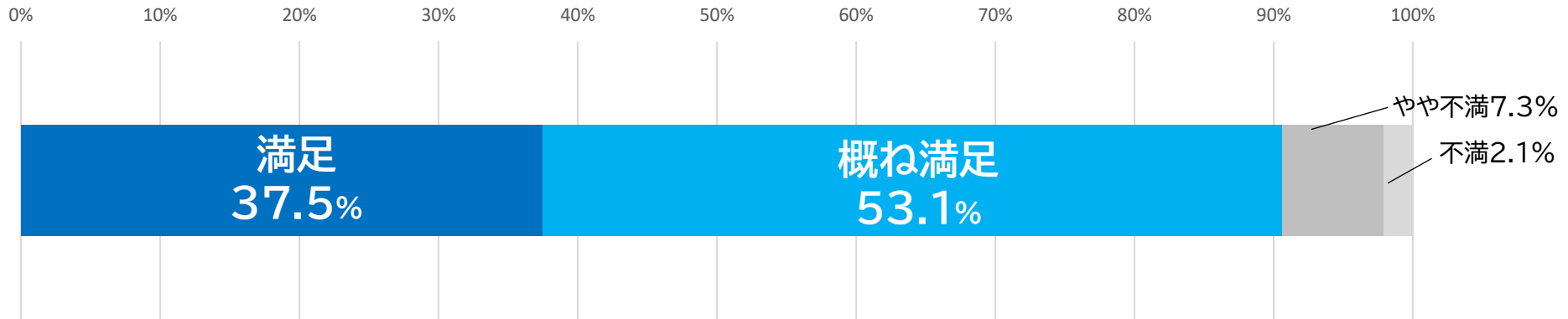
マッチング前の候補者との事前連絡について(1)

「候補者の人柄や日本語能力をマッチング前に知りたい」…

マッチング前の候補者と事前連絡ができます

(※事前連絡には、候補者からの就労意向等が必要です)

●事前連絡した受入れ希望機関^(※)の**90.6%**が「満足」又は「概ね満足」



●電子メール、SNSなどで事前連絡をすることで…

- ・人柄がわかる
- ・日本語能力がわかる
- ・本人が抱える懸念事項がわかる
- ・施設のアピールができる、など

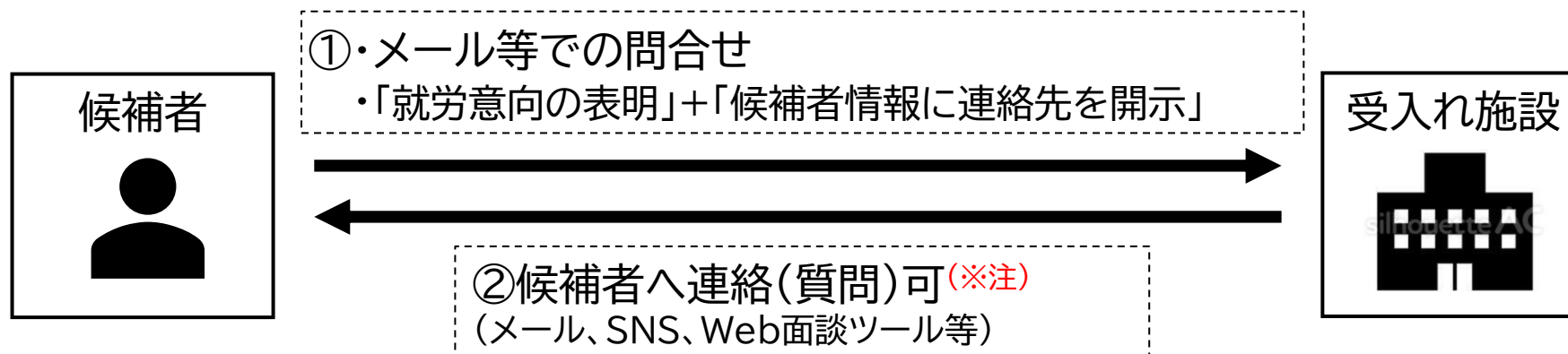
※候補者との事前連絡の留意点等は、参考資料P64, 65をご参照ください。

(※)回答者:2024年度受入れで事前連絡した受入れ希望機関(96法人)

マッチング前の候補者との事前連絡について(2)

事前連絡までの手順

(※)受入れ希望施設から先に候補者には連絡できません。



(※注)以下の候補者には、受入れ希望施設から連絡(質問)はできません。

- ・受入れ施設に問合せのない候補者
- ・就労意向のない候補者
- ・求職情報に連絡先を開示していない候補者

マッチング前の候補者との事前連絡について(3)

事前連絡での留意点

- 候補者からの「売込み」メールには原則対応いただく必要はありません
- 「意向表提出時の指名を強要」「内定の確約」するような連絡はご遠慮ください
- 以下の事項は受入れ希望機関(施設)ご自身でのご対応をお願い致します
 - ・ オンライン面談の案内(※)、日程調整、実施等
(※)受入れ施設PR資料にZoom等のリンクを貼り案内する例もあります
 - ・ 候補者との連絡に必要な通訳・翻訳手配

参考9

インドネシア人、フィリピン人(訪日前後日本語研修免除者)受入れの場合(1名当たり)

支払い先	種類	インドネシア人	フィリピン人
国際厚生事業団	求人申込手数料 ^(※1)	30,000円(税別)/施設	
	あっせん手数料 ^(※2)	131,400円(税別)/人	
	滞在管理費	20,000円(税別)/人、年度当たり	
	看護・介護 導入研修経費	約220,000円/人	約200,000円/人
送り出し国	手数料等	400.5万ルピア (約43,300円)/人 ^(※3)	・450米ドル(約70,600円)/人 ^(※3) ・3,600ペソ(約10,200円)/人 ^(※4)
合計 ^(※5)		約462,840円	約480,340円

(※1)求人申込手数料は、割引条件に該当する場合、割引が適用されます。詳細は、「求人申込手数料の割引」をご参照ください。

(※2)マッチングが成立した候補者が、専ら候補者の事由により、就労開始に至らなかった場合、あっせん手数料は半額のみ請求となります。既にお支払いいただいている場合は、あっせん手数料の半額を返還いたします。

(※3)日本円の表示額は、2025年2月時点の参考値です。

(※4)健康診断実施機関への支払い額(2024年度実績)。2026年度は、調整中。

(※5)2名以上受入れの場合、求人申込手数料は1施設分のみですが、その他の手数料等、送り出し国への支払い、訪日後日本語研修機関への支払いは、受入れ人数分がかかります。

求人申込手数料の割引について

		通常の手数料額 (税別)	割引後の手数料額 (税別)
同一施設において、 比・尼・越いずれか1か国に求人登録した 場合	新規受入れ施設の場合	30,000円	割引なし
	既受入れ施設の場合	30,000円	20,000円
同一施設において、 比・尼・越いずれか2か国に求人登録した 場合	新規受入れ施設の場合	60,000円	45,000円
	既受入れ施設の場合	40,000円	30,000円
同一施設において、 比・尼・越3か国に求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	90,000円	67,500円
	既受入れ施設の場合	60,000円	45,000円

なお、求人申込手数料は同一施設において求人申請登録をした場合のみ割引が適用されます。

受入れ前の日本人職員等の理解が不可欠

1. 職員・患者(利用者)の事前理解が不可欠なこと

- EPA受入れ制度の目的や仕組み
- 受入れる国の文化・宗教習慣、など

2. 職員等と事前に決めると良いこと

- 学習、生活、仕事面での施設内での役割分担や支援方法
- 国家資格取得のための研修体制や時間等の確保方法
- 一時帰国のための長期休暇への対応方法、など

候補者受入れに係る留意事項(2)

処遇の話し合いは丁寧に

- 候補者は、求人申請時の求人情報や研修計画書等を見て、就労を希望する施設を選び、来日しています。正確な内容を記載し、採用後は記載どおり実施することが必要です。(注)
- 施設全体の就業規則の変更等により、何らかの労働条件の変更がある場合などは、候補者は日本語の理解や習慣が異なるため、候補者に丁寧に説明し、書面等で変更内容を提示することが望ましいです。
- 候補者は、説明がわからなくても、うなずいてしまい、後で問題となることもあります。説明が難しい場合は、JICWELS相談窓口も活用ください。

(注) 求人申請の際に提示した労働条件や、研修体制(研修時間等)を候補者に対して不利益となる形に変更し、求人申請の際に提示した内容を履行しないことは、厚生労働省告示に定める受入れ施設要件の「虚偽の求人申請」に該当する場合があります。「虚偽の求人申請」に該当した場合、当該受入れ施設は3年間の受入れ停止及び現在受入れ中の候補者の受入れ施設変更の対象となります。

また、合格までの研修支援プログラムを提供する見返りとして、合格後の一定期間の就労継続を約束させる取り決めなどは行うことはできません。

候補者受入れに係る留意事項(3)

住環境の配慮は慎重に

候補者の居住環境の状況(看護・介護)(※)

一人暮らし 52.0%

シェアハウス(候補者・合格者が同じ住居に入居、寝室は個別) 44.8%

ルームシェア(候補者・合格者が同じ住居に入居、寝室も共同) 3.2%

【住環境に関する留意点】(受入れパンフレットP14参照)

- EPA候補者のプライバシーやセキュリティ等の確保が難しい住環境(例:受入れ施設の宿直部屋、空いている入居者部屋、施錠できない部屋など)は適切ではありませんので、避けてください。EPA候補者の宗教・習慣、プライバシー、セキュリティ等に配慮した適切な住居の確保をお願いします。
- 住居のルール(部屋の使い方、公共料金の負担方法、分別ごみの捨て方等)については、受入れ前に候補者へ十分な説明が必要です。
- 同じ国籍、同性でも生活習慣上の相性や宗教による違いがあります。
- 自転車が初めての候補者も多いので、交通ルールの説明が必要です。

候補者受入れに係る留意事項(4)

候補者の帰国旅費の負担について

【受入れパンフレットP14参照】

- 受入れ機関による候補者の帰国担保措置は、受入れ機関の要件(法務省告示)
- 雇用契約終了の原因が候補者の重大な責に帰する場合を除き、受入れ機関が負担
- 「候補者の重大な責に帰する場合」とは、就業規則に基づく懲戒解雇など。国家試験の不合格は、該当しない。
- 候補者の国家試験合格後の帰国時は、候補者が在留資格をEPA看護師又は介護福祉士に切り替えるまでは、帰国旅費は受入れ機関が負担
- 候補者の帰国前後には、未支給分の給与や税金の精算等の手続きが必要

候補者受入れに係る留意事項(5)

年次有給休暇について

【受入れパンフレットP29参照】

- 雇入れ日から6か月以上継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した候補者等には、年次有給休暇を付与
- 年次有給休暇を取得した候補者等への賃金の減額その他の不利益な取扱いは禁止
- 退職・帰国前の年次有給休暇の請求は、原則、応じることが必要。使用者の時季変更権の行使は、事業の正常な運営を妨げる場合にのみ認められる。
- 使用者は、候補者等が指定した時季に年次有給休暇を取得できるよう、状況に応じた配慮を
- 長期の休暇が必要となる候補者等の一時帰国の際には、取得時期や他の従業員との調整などについて早めに相談し調整を。また、一時帰国に関するルールは、入職時に候補者に説明することが大事。

候補者の内定取消し、解雇・退職勧奨について

【受入れパンフレットP20、29参照】

- 候補者の採用内定により労働契約が成立したと認められる場合は、採用内定取消しは解雇に当たり、労働契約法第16条の解雇権の濫用についての規定が適用される。採用内定取消しについても、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利を濫用したものとして無効となる
- 候補者の雇用契約は、期間の定めのある労働契約(有期労働契約)
- 有期労働契約の場合は、原則として、やむを得ない事由がない限り、契約期間内に解雇することは不可
- 候補者の自由な意思の決定を妨げる退職勧奨は、違法な権利行使に当たるとされる場合あり
- 有期労働契約期間中の解雇は、無効と判断される可能性が、期間の定めのない労働契約の解雇の場合よりも高いと考えられるため、留意が必要
- やむを得ず解雇する場合は、少なくとも30 日前までの予告が、予告できない場合は、解雇までの日数に応じた解雇予告手当の支払いが必要

候補者受入れに係る留意事項(7)

妊娠・出産等に係る休暇等について

【受入れパンフレットP30参照】

- 労働基準法、育児・介護休業法で、産前産後休暇の付与、育児休業の付与等を規定
- 妊娠・出産等を理由に雇用契約を解除するなど、不利益な取り扱いは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法違反となる
- 妊娠や育児休業等を理由としたハラスメント防止措置は事業主の義務
- 病気の治療等については、受入れ機関に病気療養のための休暇制度が設けられている場合は、これに基づき適切な対応を

EPA候補者の受入れを是非ご検討ください。
ご視聴いただきありがとうございました。

お問い合わせ先

公益社団法人 国際厚生事業団 受入支援部

・電話:03-6206-1138

・電子メール: shien-assen@jicwels.jp

・ホームページ: <https://jicwels.or.jp/>

